

4 令和5年度 事業計画

令和5年度 出雲保健所の重点的な取組

〈基本理念〉

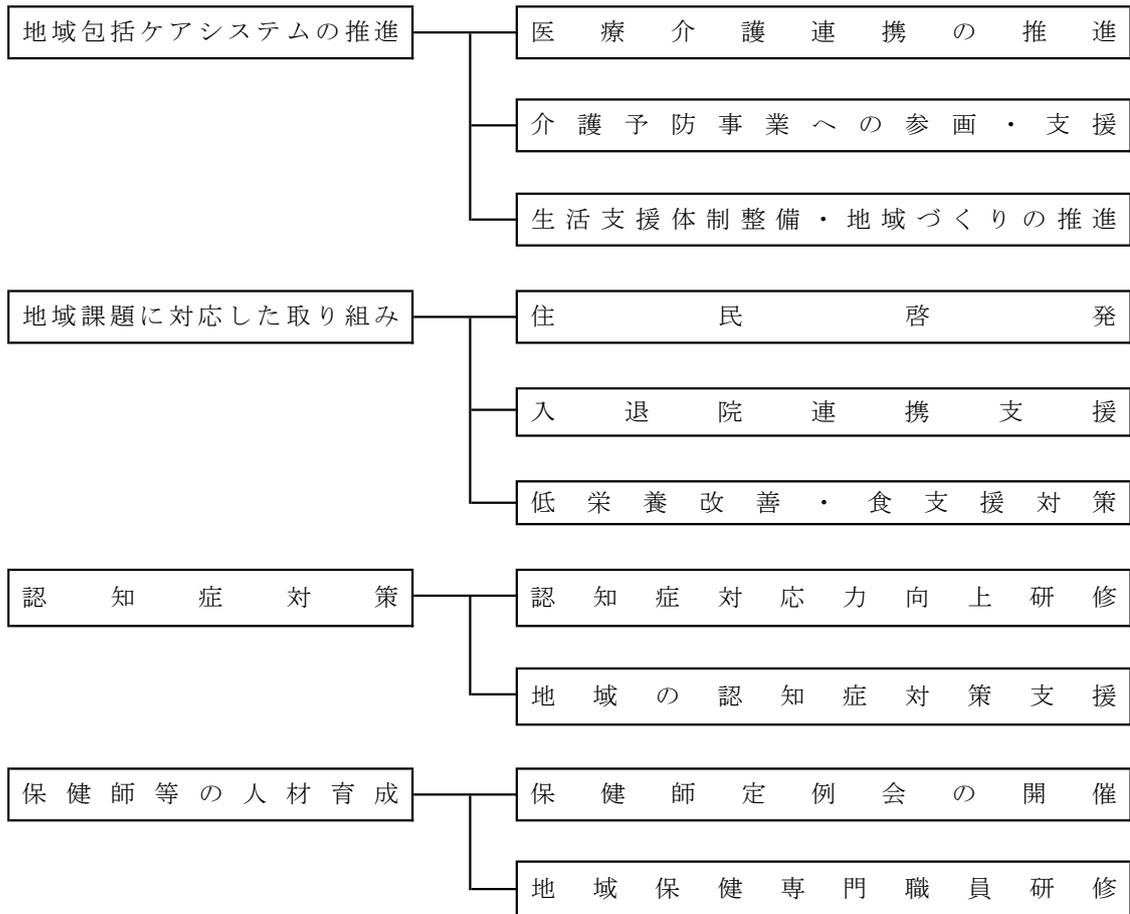
〈重点目標〉

〈具体的な取組〉

生涯にわたって健やかで快適に暮らせる地域と環境づくり

健康で安心して暮らせる地域づくり	圏域保健医療計画の推進、地域医療構想を踏まえた医療提供体制の構築と在宅医療の推進に向けた体制整備、地域包括ケアシステムの構築を目指した医療・介護連携の推進
	災害発生時の医療救護・公衆衛生活動体制の充実
	「健康長寿しまね」の推進及び健康寿命延伸に向けた取組の強化
	受動喫煙防止対策の推進、がん対策、脳卒中・糖尿病など生活習慣病予防対策の推進及び地域・職域における連携の強化
	認知症の予防と理解の促進
	市、関係団体と連携した食育・食環境づくり等による食生活改善対策の推進
	「80歳20本の歯推進事業」による歯科保健対策の推進
	医薬分業の推進、ポリファーマシーの解消に向けた体制の構築
	食品の安全・安心確保対策の推進及び食品表示の適正指導
	麻しん・風しん、結核、肝炎等感染症対策の推進
新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等健康危機管理体制の充実・強化	
生活衛生関係営業施設への衛生管理の取組み	
安心して子供を産み育てられる地域づくり	「健やか親子しまね」の推進
	長期に療養を必要とする児への支援対策
	周産期医療におけるネットワークづくり
障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり	心の健康づくりを進めるための関係機関とのネットワークの充実強化、啓発活動の推進
	精神障がい者の自立と社会参加の促進
	ピアサポーターの育成や保健・医療・福祉の連携による入院患者等の地域移行と地域生活定着の推進
	自死総合対策の推進
快適に暮らせる環境づくり	難病患者及び家族の療養支援の推進
	アスベスト飛散防止等による大気環境の保全
	廃棄物の減量化・再利用・再資源化等の取組みによる「循環型社会」の推進
	産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対する監視指導の強化
	大気汚染物質排出施設の監視指導による大気環境の保全
	浄化槽放流水、事業場排水の監視指導による水環境の保全
動物の愛護及び適正飼養の普及啓発	

地域包括ケア推進スタッフ



地域包括ケア推進スタッフ

関係機関・関係職種との連携のもと、地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを以下のとおり進める。

1 地域包括ケアの推進

1) 市における地域包括ケアの推進に向けた支援

(1) 市における在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施に向けた支援

「出雲市在宅医療・介護連携推進基本計画（ルピナスプラン）」を踏まえた取組支援

(ア) 出雲市在宅医療・介護連携推進連絡会議への参画

(イ) 医療介護連携推進のための事例検討会及び意見交換会・研修会への参画

事例検討会

意見交換会・研修会

(2) 介護予防事業の支援

(ア) 通いの場の事業評価支援

(イ) 地域ケア個別会議への参加

(ウ) 出雲リハケアネット定例会への参加

(3) 生活支援体制整備・地域づくり推進の支援

(ア) 生活支援体制整備協議体定例会に参加

(イ) 生活支援体制整備協議体に委員として参画

(ウ) 地域支え合い活動への参加

(4) 各種団体が実施する研修、会議等への参加

在宅療養懇話会、訪問看護ステーション協会出雲支部連絡会、圏域病病連携会議、出雲地区介護支援専門員協会定例会等

(5) 保険運営協議会及び地域支援部会に委員として出席

2) 地域の課題に対応した取り組み

(1) 地域包括ケアに関する住民への啓発

(2) 医療と介護の連携推進

コロナにかかる入院医療機関と高齢者福祉施設等の地域課題への対応

(3) 入退院連携支援

「出雲市入退院連携ガイドライン」を踏まえた取組支援

(4) 低栄養改善・食支援対策の推進

検討会及び研修会の開催

(5) 介護職等による喀痰吸引に関する支援

(6) 高齢者の医薬品適正使用（ポリファーマシー）対策（衛生指導課）

(7) 健康寿命延伸PJ事業の推進（モデル地区の取組）（健康増進課）

3) 地域包括ケア推進体制

地域包括ケア推進所内連絡会の開催

2 認知症対策

- (1) 関係機関と連携した認知症対策の推進
 - (ア) 認知症サポート医連絡会への参画
 - (イ) 出雲認知症会研修会への参加
- (2) 認知症対応力向上研修の実施
 - (ア) 認知症対応力向上研修（薬剤師会）
 - (イ) 認知症対応力向上研修（歯科医師会）
- (3) 出雲市認知症高齢者支援強化検討会及び出雲市認知症初期集中チーム支援検討委員会への参画
- (4) 認知症疾患医療センター連絡会への参画

3 保健師等の人材育成

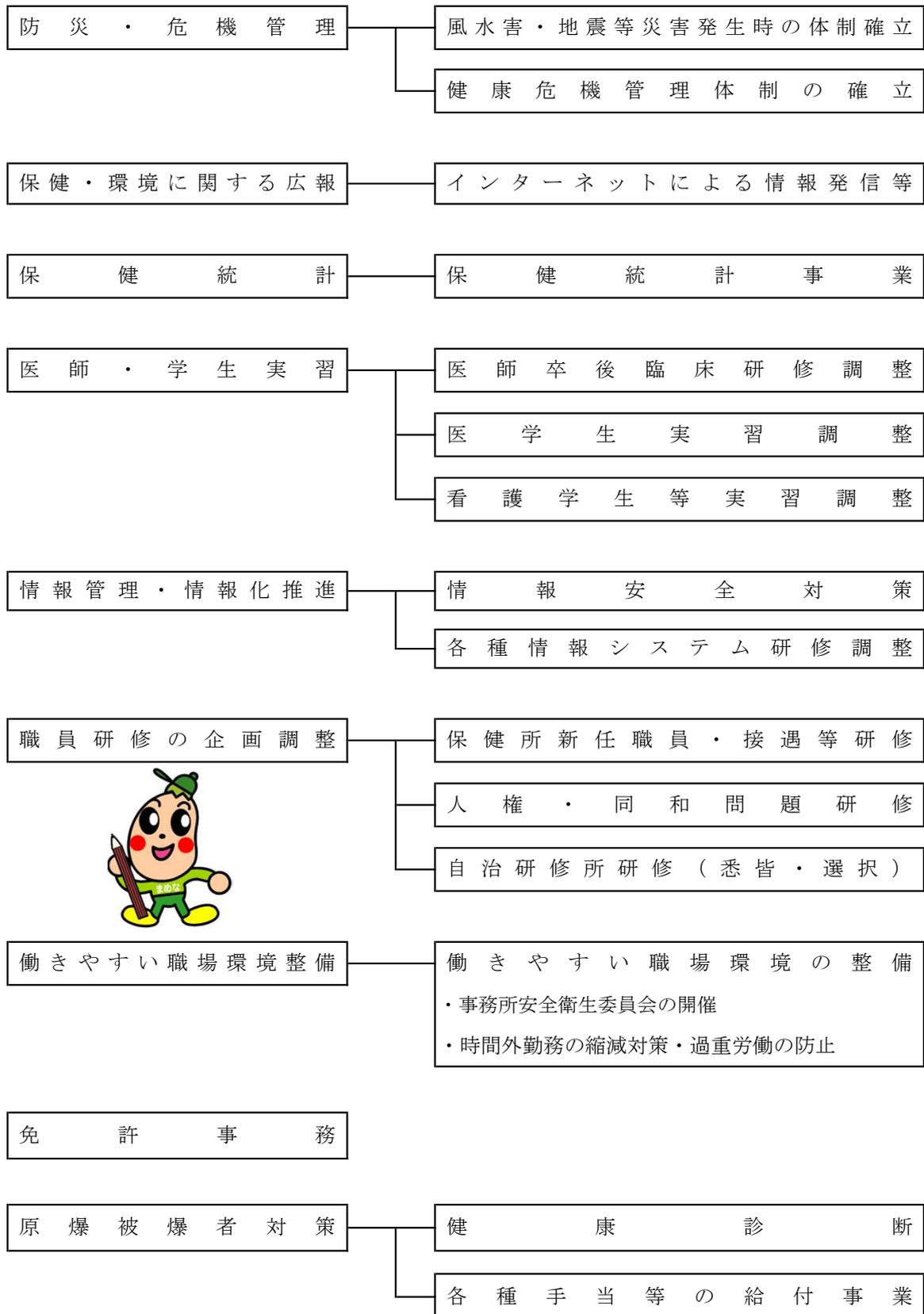
- (1) 地域保健専門職員研修

地域住民の保健・医療・福祉に関するニーズの多様化に対応した適切なサービスが提供できるよう、地域保健関係職員の資質向上を図る。内容については市と協議のうえ開催する。

 - 現任教育支援者連絡会
 - 圏域地域保健専門職員研修
 - 圏域新任保健師等研修
 - 所内新任保健師研修
- (2) 所内保健師定例会の実施（月1回）

各課業務に関する情報交換や事例検討等を通じ、保健師間の連携強化及び資質向上を図る。
- (3) 保健師等育成支援事業
 - 育成トレーナーが新任保健師との同行訪問等
 - 育成支援事業連絡会
- (3) 出雲市統括保健師との連絡会

総務課業務



総務課

1 災害等危機管理

災害及び感染症等発生時に迅速・的確な対応を行うため、危機管理体制の充実を図り、管内で行われる防災訓練・通報訓練へ参加するほか、所内研修・消防訓練を実施する。

2 保健・環境に関する広報

一般県民に出雲保健所の業務を広く理解してもらうとともに、保健・環境に関する情報を提供する。

- (1) インターネット（ホームページ）による情報発信
アドレス：http://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_hoken/
- (2) 「令和5年度 すこやかライフ」の発行

3 保健統計

- (1) 定期報告
 - ア 衛生行政報告例（衛生関係）
 - イ 地域保健・健康増進事業報告（保健所分）
 - ウ 人口動態調査
 - エ 病院報告

※ア、イ：年度報 ウ、エ：月報
- (2) 隔年調査（令和4年度実施）
 - ア 医師、歯科医師及び薬剤師の届出・調査
 - イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届

4 医師卒後臨床研修

臨床研修指定病院から依頼を受け、研修協力施設として臨床研修医の保健所研修（初期卒後臨床研修のうち「地域保健」）を受け入れる。

受入れの調整と手続きは総務課、プログラム作成、指導及び評価は調整監が担当する。

- (1) 研修の実施にあたっては、市、医療機関、医療・保健・福祉関係団体や施設の協力を得て、効果的なプログラムを作成する。
- (2) 令和5年度における受入計画は以下のとおり。

研修病院名	人数	受入期間
島根大学医学部附属病院	1	7月
島根県立中央病院	1	11月

5 医学生実習

島根大学医学部等の要請があれば学生実習を受け入れる。

6 看護学生等実習

学生や関係機関職員に保健所の業務について理解してもらうとともに、活動評価の一助とする。

◇令和5年度における実習計画は以下のとおり

実習	養成資格	学校(施設)、学年等	人数	実施期間
地域看護学実習	保健師、看護師	島根大学医学部	3名	6/12～6/16
		看護学科	3名	7/3～7/7
公衆衛生看護学実習	保健師	島根県立大学看護栄養学部看護学科	3名	10/10～10/27のうち1週間

(指導担当) 島根大学：医事・難病支援課、島根県立大学：健康増進課

7 研修事業の企画調整

保健所職員としての必要な知識を習得する。

- (1) 保健所新任職員研修
 - ・実施時期：令和5年4月
 - ・内 容：保健所の業務の概要
 - ・対 象 者：令和5年度出雲保健所新任職員等
- (2) 人権・同和問題職場研修
 - ・実施時期：令和5年10月
 - ・対 象 者：全職員

8 働きやすい職場環境整備の推進

事務所安全衛生委員会での審議、時間外勤務の縮減対策等により、職員の健康管理を図る。

- (1) 事務所安全衛生委員会の開催（毎月開催）
- (2) 定期健康診断・精密検査・特殊業務従事職員健康診断等の受診勧奨
- (3) 時間外勤務の縮減対策・過重労働の防止
- (4) 年次有給休暇の取得促進
- (5) 職場安全衛生点検
- (6) 執務環境の整備
- (7) 交通安全の指導

9 免許事務

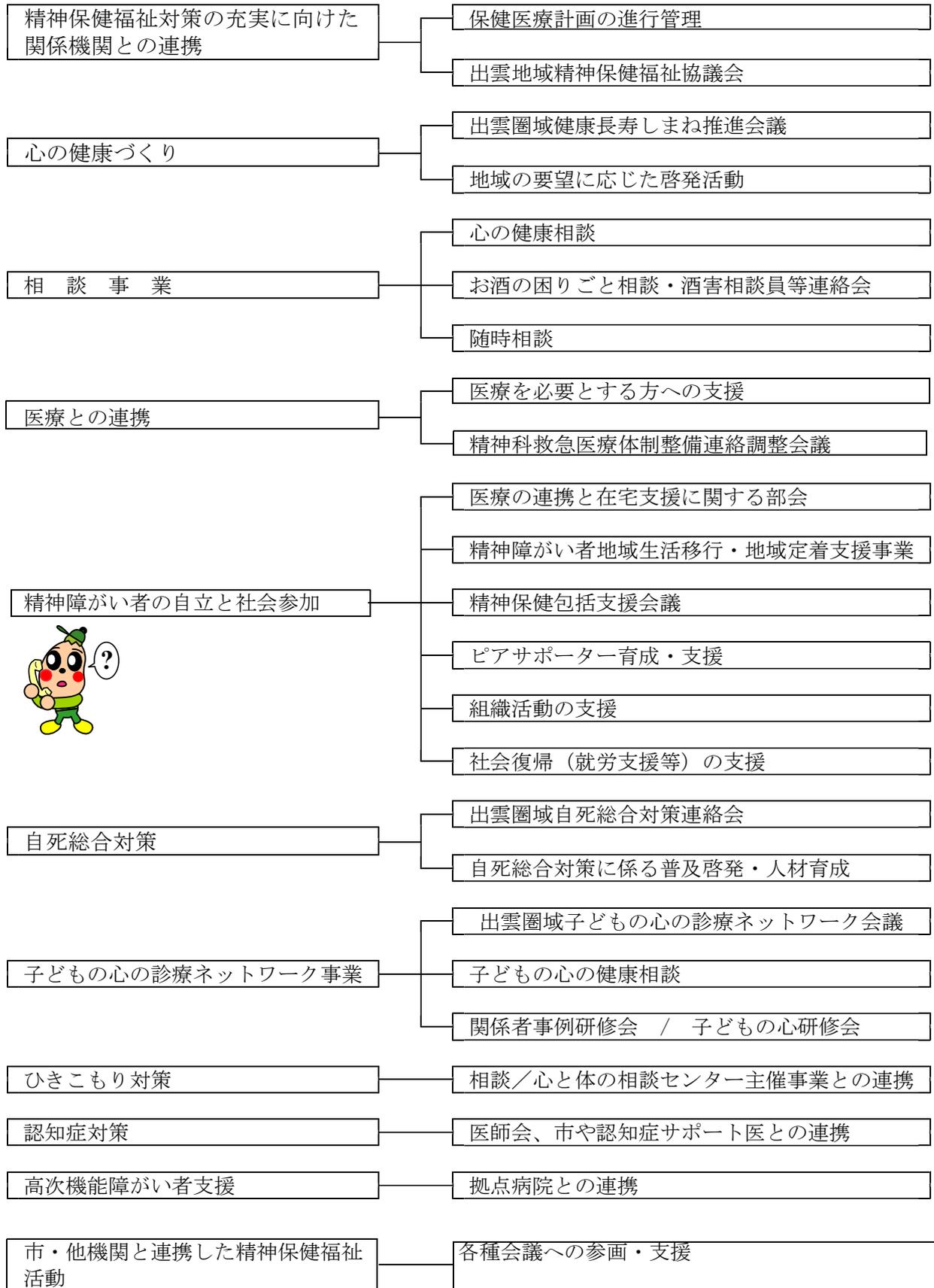
医師等の医療従事者（薬剤師を除く）に係る免許事務を行う。

10 原爆被爆者対策

定期健康診断及びがん検診の周知を図り、高齢化した被爆者に対して保健福祉施策の充実を図る。

- (1) 健康診断の実施
 - ア 定期検診（年2回）
 - 実施時期：6月・12月
 - イ がん検診
 - 実施時期：9～12月予定
- (2) 保健、福祉の向上
 - ア 介護保険サービス利用料の助成
 - イ 各種手当、市の福祉制度等について適切な情報提供
- (3) 住基ネットによる手当受給被爆者の生存の事実等の確認（年1回程度実施）

心の健康支援課業務



心の健康支援課

1 精神保健福祉対策の充実に向けた関係機関との連携

地域における精神保健・医療・福祉に係る諸課題を総合的に検討し、「保健医療計画(出雲圏域)【H30～H35年度】」の進行管理、地域住民の精神保健福祉に関する知識の啓発、精神障がい者の保健・福祉の向上及び社会復帰に向け各施策の推進を図る。

- (1) 保健医療計画(精神疾患)を出雲地域精神保健福祉協議会で進行管理する。
- (2) 出雲地域精神保健福祉協議会の開催
 - ア 「出雲地域精神保健福祉協議会」を開催し、圏域における精神保健に関する諸課題を総合的に検討する。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築」に向けた各機関の役割や方針を検討する。
 - イ 「医療の連携と在宅支援に関する部会」を開催し、精神障がい者の自立と社会参加の推進を図る。部会では、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるため、「精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議」を兼ねて開催し、令和元年度実施の実態調査結果を踏まえ、医療・保健・福祉関係者の連携を強化し、重層的支援体制の構築を図る。
 - ウ 「自死総合対策に関する部会」(出雲圏域自死総合対策連絡会を兼ねる。)を開催し、出雲市との役割分担を図りつつ、効果的な自死総合対策の推進を図る。
 - エ 「出雲圏域子どもの心の診療ネットワーク会議」を開催し、様々な心の問題を持つ子どもと家族が状況に応じて適切な相談支援や診療を受けることができるように、子どもの心の診療ネットワーク構築を図る。
- (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進
 - ア 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業」のモデル圏域として、より効果的・具体的な取り組みを検討し、更なる支援ネットワークの拡大を図る。
 - イ こころの健康づくり対策と連動した、総合的なシステムの構築を検討する。

2 心の健康づくり啓発活動

地域住民の精神疾患についての正しい理解と心の健康づくりに向け、普及啓発を行う。

- (1) 出雲圏域健康長寿しまね推進会議等の開催
出雲圏域健康長寿しまね推進会議「こころの分科会」及び「出雲地域精神保健福祉協議会」を開催し、精神疾患の正しい理解と心の健康づくりの普及啓発を図る。
- (2) 地域の要望に応じた啓発活動
 - ア 「心の健康出前講座(うつ病予防、ストレス対策、精神疾患の理解、思春期保健、高齢者の心の健康等)」を事業所、地域、学校等の要望に応じて開催する。

- イ 「心の健康づくり取り組み隊」を募集し、「出前講座」における講演等を依頼する等啓発活動の充実を図る。
- ウ 出前講座受講者を対象にした「心の健康に関するアンケート調査」「簡易ストレスチェック」を実施し、実態把握と啓発の推進を図る。把握した内容は「心の健康づくり取り組み隊」等の講師に伝え講演内容に活かしていく。
- エ 地域のイベント、自死予防キャンペーン等に合わせた啓発活動を実施するとともに、若年層に対するアルコール、心の不調の1つのサインである「睡眠」を関連づけた啓発等にも取り組む。
- オ 地域の各種広報誌等を利用し、心の健康について啓発を行う。

3 相談事業

心の健康問題に関して気軽に相談できる体制づくりに努め、広報誌等による周知を行い利用の促進を図るとともに、関係機関と連携して適切な対応を図る。

また、困難事例(相談)については、危機介入等にあたり関係機関と連携して対応する。

(1) 心の健康相談

「心の健康相談」(予約制)を毎月2回、定期的で開催する。

「囑託医師」による相談体制を確保する。

(2) お酒の困りごと相談・酒害相談員等連絡会

ア 「お酒の困りごと相談」(予約制)を毎月1回、定期的で開催する。

(ア) 酒害相談員、家族相談員と連携し、相談体制の充実を図る。

(イ) 定期相談日以外でも、必要に応じて酒害相談員・家族相談員の協力を得た相談を行う。

イ 「酒害相談員等連絡会」を開催し関係機関との連携を図る。

(3) 随時相談

来所・電話相談及び家庭訪問等を随時実施する。

4 医療との連携

精神疾患に係る医療を必要とする者に対して、当事者や家族の人権に配慮しつつ家庭訪問や受診勧奨等を行うとともに、関係機関等との連絡・調整・連携により適切な医療の確保・提供を図る。

また、入退院後の必要に応じた支援についても、精神障がい者の地域移行・地域定着支援に向け、当事者や家族・関係機関等と連携して適切な対応を図る。

なお、精神科病院への実地指導を障がい福祉課と連携して実施する。(各病院1回/年)

(1) 医療保護入院(精神保健福祉法)

ア 医療保護入院の適切な運用を図るため、医療機関に対し、入院届、退院届及び定期病状報告等の期日内提出を指導する。

イ 医療機関等と連携し、医療保護入院対象者とその家族等に対し、入退院後の必要に応

じた支援を行う。

(2) 措置入院（精神保健福祉法）

- ア 「通報」及び「診察保護申請」に対して、人権に配慮しつつ、適切な医療の提供に向け迅速的確に対応する。また、必要に応じて措置入院患者の実地審査を実施する。
- イ 医療機関等と連携し、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づく支援を行い、同意等が得られない場合でも必要に応じて措置入院患者とその家族等に対する支援を行う。

(3) 精神科救急医療体制整備出雲圏域連絡調整会議

- ア 迅速かつ適切な医療の提供に向け関係機関との情報共有や連携強化を図る。
- イ 危機介入時の早期対応に向け、クライシスプランや相談窓口を含むフローチャートの効果的な活用を推進する。
- ウ 円滑な受診にかかる情報連携の方策について、共通項目を整理したツールを試行的に運用し、評価修正を行う

(4) 心神喪失者等医療観察法に係る業務との連携

- ア 島根県医療観察制度運営連絡協議会および研修会への参画、協力
- イ 医療観察法地域連絡会への参画
- ウ 必要に応じた個別支援

5 精神障がい者の自立と社会参加

精神障がい者の自立と支援に向けて、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、精神障がい者が地域において安心して自立した生活を送れるような社会にしていくという認識のもと、当事者に見合った支援内容の検討を進めるとともに、当事者会及び家族会への支援、障害者総合支援法に基づき市が行うケアマネジメントへの支援を図る。

(1) 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即し、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関の連携により医療・保健・福祉等の包括的な支援体制の構築を目指し、支援を行い、事業の効果的な推進を図る。

ア 「精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議」の開催

出雲地域精神保健福祉協議会「医療の連携と在宅支援に関する部会」と兼ねて開催し、関係機関と情報共有を図りながら、事業の効果的な実施及び評価等について検討する。

イ 措置入院患者の退院後支援

「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、個別支援を継続し、対象者支援について所内定例会（2ヵ月に1回）にて方針を確認する。併せて、ガイドラインによる支援を通じた取り組み評価や未実施者への支援体制等について意見交換を行う。

ウ ピアサポーター等の育成及び活用

委託事業所やピアサポーター等と検討し、個別支援等について医療機関への理解を促

す。併せて、ピアサポーターの登録拡大に向けてチラシを活用した周知を図る。

エ 精神科病院との連携の強化

退院後支援の流れについて各医療機関の実態を把握し、関係機関と連携した支援を強化する。

オ 地域と医療機関職員の交流実習

精神障がい者に関わる医療機関と地域関係施設の職員が、交流実習を通して相互理解と連携の強化・推進を図る。効果的な実施に向け、介護支援専門員や病院看護師への周知を強化し、医療と地域関係者の相互交流に加え、同業種で活動を知る機会等柔軟な運用を検討する。

カ 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業研修会

医療機関に従事する関係職種が地域生活移行・地域定着支援への理解や病院間の交流を図るため、医療機関の関係職種を対象に研修会を開催する。

キ 退院支援にかかるケア会議等への支援

退院に際して関係機関が実施するケア会議等に参加し、円滑な支援に向けて情報共有を図るとともに、支援を行う。

(2) 精神保健包括支援会議の開催

対応に苦慮する事例を検討し、個別支援のバックアップ機能を担うとともに、個別事例をとおして整理できた地域課題を、「医療の連携と在宅支援に関する部会」等に提案する。併せて、精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援に関わる検討の場として、広く関係機関の資質向上を図る。

ア 対応に苦慮する事例の検討

開催日 (奇数月:原則第3木曜日 15:00~17:00)

(5月18日、7月20日、9月21日、11月16日、1月18日、3月7日)

イ 精神障がい者の地域移行支援の取組についての協議、各登録機関同士の情報共有を行う。

ウ 従来事例検討に加えて年1回程度は事例研修を行い、登録機関外の関係機関も含めた学習の機会をもち、対応スキルの向上を図る。

(3) 組織活動の支援

ア 家族会組織の活動支援

出雲地区家族会連絡協議会役員会、家族交流会への支援を行う。

イ 当事者組織の活動支援

当事者の活動に対して必要に応じた支援を行う。

ウ 精神保健福祉ボランティア組織への支援

必要に応じて今後の活動について相談対応する。

エ 断酒会活動支援

断酒例会の会場貸出に協力するとともに、例会へ参加することにより断酒会との連携を図る。

(4) 社会復帰(就労支援等)に関する支援

就労支援ネットワーク会議に参画し、圏域における精神障がい者の就労支援に関する情報や課題を共有する。

6 自死総合対策

「島根県自死対策総合計画」に沿って地域におけるネットワークを構築し、関係機関との連携を強化するとともに、自死総合対策の必要性に対する意識の高揚を図り、地域や職場でうつ病対策を中心とした心の健康問題に対する取組を進める等地域の実情に応じた総合的な対策の推進を継続して実施する。

(1) 出雲圏域自死総合対策連絡会等の開催

- ア 「出雲圏域自死総合対策連絡会」（出雲地域精神保健福祉協議会「自死総合対策に関する部会」を兼ねる。）を開催し、自死者数の減少に向けた具体的な対策について、医療・労働・保健・高齢者・福祉等関係機関で情報共有に努めるとともに、対策の円滑な推進を図る。
- イ 出雲圏域自死総合対策行動指針、出雲市自死対策総合計画の活用推進
- ウ 島根県地域自殺対策緊急強化市町村事業に基づき、「出雲市自死対策検討委員会」に参画し支援する。

(2) 自死予防に係る普及・啓発・人材育成

- ア 世界自殺予防デー（自死予防週間）、自死対策強化月間、地域のイベント等に併せキャンペーン活動等を行う。
- イ 出雲圏域健康長寿しまね推進会議「こころの分科会」において啓発活動を実施する。
- ウ 一般診療科医と精神科医の連携に向け、研修を継続して実施する。
- エ 出雲市との連携による「ゲートキーパー養成研修会」を開催し、地域における早期対応の役目を果たす人材育成と相談体制の充実を図る。
- オ 「ゲートキーパースキルアップ研修指導者養成講習会」を引き続き受講し、指導者の育成を行う。

(3) 自死遺族支援

遺族支援研修等に適時参加し、圏域でパネル展等実施時の支援を行う。

7 子どもの心の診療ネットワーク事業

子どもの心の診療ネットワークを構築することにより、様々な心の問題を持つ子どもと家族が状況に応じて適切な相談支援や診療を受けることができることを目的に事業を実施する。

(1) 出雲圏域子どもの心の診療ネットワーク会議の開催（年1回）

圏域特有の「初診待機期間が長い」課題について、新たな取り組みの評価を行い、連携や課題を検討する。

(2) 子どもの心の健康相談の実施（年4回）

「心の健康相談」（年24回）の中で年4回を子どもの心の相談日を位置づけ実施す

る。

相談は、出雲市教育委員会、出雲市子ども・若者支援センター、島根県高等学校養護教諭研究会出雲地区が紹介機関として、より医療の見立てが必要なケースを選定する。義務教育以後の子どもの心の相談窓口について状況及び課題を把握する。

(3) 関係者事例研修会の開催（年1回）

支援関係者の対応力向上及び関係機関同士の連携促進を図るための研修とする。

(4) 子どもの心研修会の開催（年1回）

医療、教育、福祉、保健等関係者を対象に関係機関と連携して開催する。

出雲医師会学校医部会と共催で開催する。

(5) 医師中央派遣研修の実施

中央で開催される研修に小児科医等1名を派遣する。

(6) 思春期出前講座の開催

希望される学校へ出向いて、子どもの心の健康講座を開催

*心の健康づくり取り組み隊の協力により講師を派遣

8 ひきこもり対策

(1) 相談対応

(2) 島根県ひきこもり支援センター（心と体の相談センター）主催事業との連携

ア ひきこもり家族教室の開催支援

イ ひきこもり家族の集いへの開催支援

ウ ひきこもり支援研修会への参加

9 認知症対策

(1) 認知症の各種会議・研修会に参画し、連携を図る。

(2) 個別支援は相談事業として対応し、現状や課題等を関係者と共有し、認知症対策にかかる精神科医療の役割について検討する。

10 高次脳機能障がい者支援事業

(1) 高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議への参加

日時：偶数月の第3水曜日

(2) 高次脳機能障がい者支援研修会への参加（適宜）

(3) 必要に応じたケース支援

1.1 市や関係機関のネットワーク構築等への参画・支援

「第6期出雲市障害福祉計画」の推進及び各種協議会等への参画と状況に応じた支援を行う。

(1) 市との連絡会

(2) 市におけるネットワーク

ア 自死対策への支援

「出雲市自死対策検討委員会」（「出雲圏域自死総合対策連絡会」・「出雲地域精神保健福祉協議会自死総合対策に関する部会」と併せて開催）において、自死対策に関する諸課題について検討

イ 障害者総合支援法の円滑な実施のための支援として、下記会に参画

出雲市障がい者施策推進協議会に推進会議委員

出雲市障がい者施策推進協議会 専門部会「つながる部会」

出雲市障がい者施策推進協議会 専門部会「じりつ部会」及び地域移行ワーキング

出雲市障がい者施策推進協議会 「就労支援ネットワーク会議」

出雲市障がい者施策推進協議会サービス調整会議（月1回）

ウ 「出雲市要保護児童対策地域協議会」及び「実務者会議」に参画

エ 「出雲市子ども・若者支援協議会」及び実務者研修会に参画

(2) 関係機関におけるネットワーク

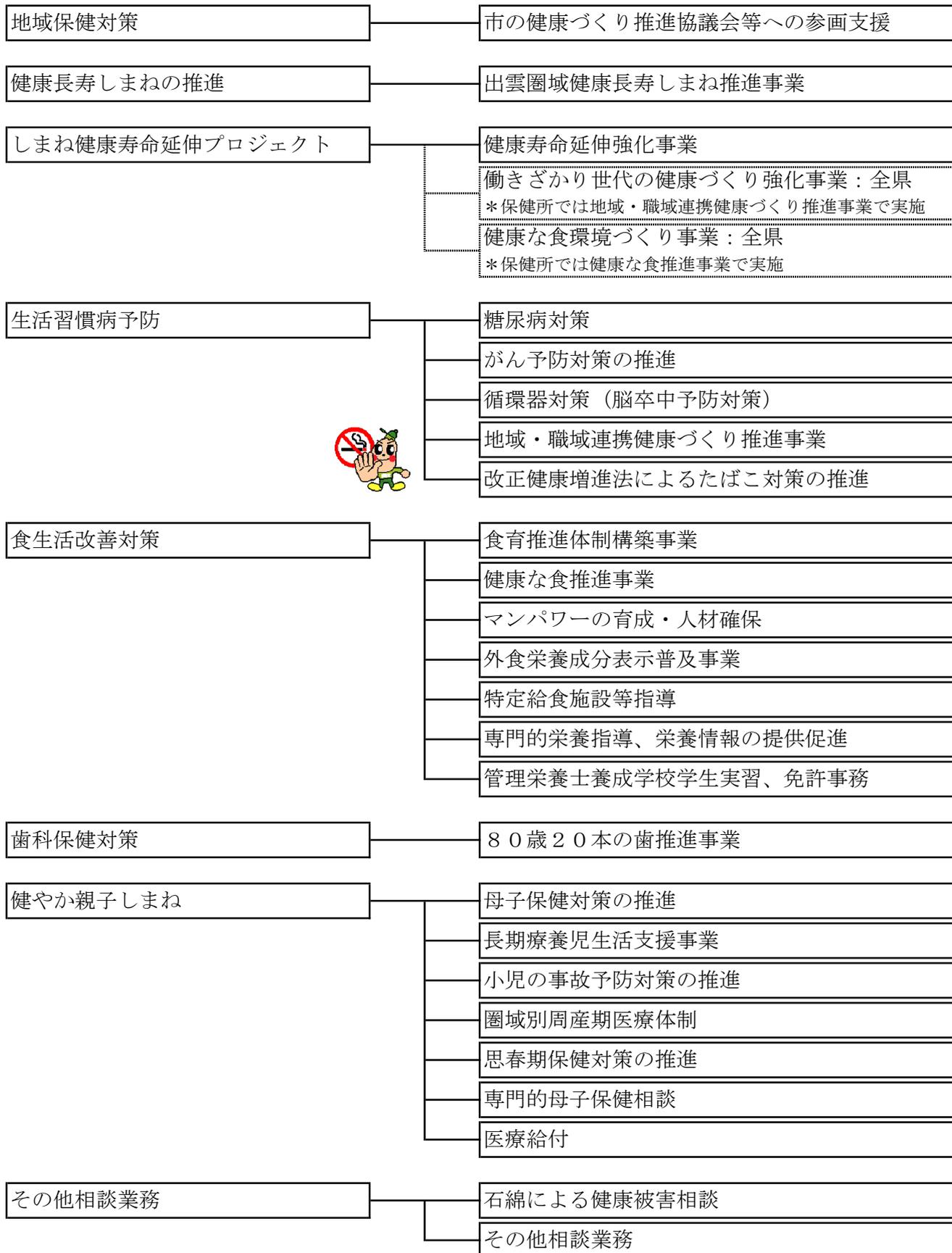
ア 出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会【島根県女性センター・島根県出雲児童相談所】に参画、協力（連絡会、支援者研修会、街頭啓発等）

イ 出雲地域被害者支援ネットワーク【出雲警察署】に参画（総会）

ウ 島根大学看護学科学生実習への協力



健康増進課業務



健康増進課

1 地域保健対策の推進体制整備

(1) 市の健康づくり推進協議会等への参画支援

市健康づくり計画に沿った事業が円滑に推進されるよう、保健所と市の事業検討会を開催する。地域・職域、脳卒中对策、糖尿病対策、がん対策、歯科保健対策については市と更に連携して実施できるよう検討を進める。

第2次健康増進計画後期計画及び健やか親子しまね計画の推進については、進捗状況を情報共有するとともに、連携を図って事業の推進を図る。

また、市の要望に応じて健康づくり事業や検討会へ参画し、地域保健関係データ等の情報提供・分析、専門的技術的支援を行う。

2 健康長寿しまねの推進

(1) 出雲圏域健康長寿しまね推進事業

第2次出雲圏域健康長寿しまね推進計画（平成25年度～34年度の10か年計画）後期計画（中間評価、見直しにより、最終年を平成35年度に1年延長）最終年を迎えることから、現計画の評価及び次期県計画をふまえた圏域における今後の取組等の検討を行い、出雲圏域健康長寿しまねの更なる推進を図る。

さらに、事業の展開にあたっては、引き続き積極的な住民参加を得るため「圏域健康長寿しまね推進会議」を中心に、具体的な活動は「幹事会」「分科会（食、たばこ、運動、こころ、歯）」にて検討しながら事業の充実を図る。

また、しまね健康寿命延伸プロジェクトのプラスワン活動として、重点目標（血圧測定の普及、フレイル・ロコモ予防）を進める。

ア 出雲圏域健康長寿しまね推進会議の運営

(ア) 圏域推進会議 2回程度（5-6月、秋以降）

- ・計画の評価、今後の取組等の検討を進める

(イ) 幹事会 1回（1-2月頃）

- ・今後の取組決定
- ・事業報告及び来年度の方向性について検討

(ウ) 分科会 各分科会2回程度

イ 出雲圏域計画推進事業【全体事業】

(ア) 啓発

- ・構成団体と連携した重点目標の取組（血圧測定の普及、フレイル・ロコモ予防）の周知及び推進
- ・地域や構成団体のイベントを活用し、働き盛り世代への啓発実施
- ・各分科会が連携し、課題解決に向けた活動の実施
- ・まめなくんだよりの発行（年1回）

(イ) 出雲圏域健康づくり活動交流会の開催（12月13日）

(ウ) 表彰

- ・健康づくり活動表彰、8020よい歯のコンクールの表彰

(エ) 健康づくり活動支援事業

- ・健康づくりグループの把握（市とコミセン及び構成団体の協力による）

- ・地域の健康づくり活動団体等への健康機器の貸し出し
(関係機関への周知及び効果的な活用促進)
- (オ) 働きざかりの健康づくり出前講座(対象:事業所)
 - ・テーマ:食、たばこ、運動、心、歯科
 - ・圏域の健康実態(計画概要版活用)、プラスワン活動についても周知する
- (カ) しまね☆まめなカンパニーの周知啓発及び登録事業所の拡大

ウ 出雲圏域計画推進事業【分科会】

<食生活分科会>

朝食の欠食や野菜の摂取不足が多く見られる若年層を中心とした生活改善をめざし、関係機関と連携し、ライフステージに応じた食生活改善を進める。また、高齢者の低栄養予防への啓発を進める。

さらに、減塩を推進するため、バランスのとれた食事と素材のうま味を引き出した食事の普及啓発を進める。

(ア) 食生活改善に関する啓発活動

- ・各種イベントでの食の体験コーナーの設置
- ・食育キャンペーンの実施
- ・食育コーナーの設置(年1回)

コミュニティセンターや保育所、幼稚園等に朝食や野菜摂取、減塩について啓発資料の配架

- ・要望に応じた出前講座の実施

(イ) 高齢者のフレイル予防の啓発

(ウ) 健康な食環境づくり事業(県事業)への協力

- ・スーパーでの取組調査

<たばこ分科会>

島根県たばこ対策指針に基づき「20歳未満の喫煙防止」「受動喫煙防止」「喫煙者への禁煙支援」「普及啓発」の4つの柱での取組を進める。

(ア) 20歳未満への喫煙防止

- ・市及び学校保健会と連携し喫煙防止対策を推進
- ・市内高校での啓発活動の実施

(イ) 受動喫煙防止対策の推進

- ・市及び関係機関・団体と連携し受動喫煙防止(改正健康増進法)の周知に取り組む

(ウ) 喫煙者への禁煙支援

- ・禁煙希望者向けの禁煙支援リーフレット等の周知、活用促進、配布
- ・事業所を対象に要望に応じた出前講座の実施

(エ) 啓発活動

- ・世界禁煙デー(5月31日)等にあわせた啓発活動の実施

<運動分科会>

運動への意識高揚及び習慣の定着を図ることを目的に、まめなウォーカー及び関係団体と連携しウォーキングの推進・定着を進める。また、働き盛り世代を中心にロコモティブシンドロームに関する普及啓発を進める。

(ア) ロコモティブシンドロームに関する普及啓発

- ・出前講座の実施
- ・啓発用媒体の活用

- (イ) ウォーキングの推進・定着
 - ・みんなで歩こうチャレンジコンテスト（10月）の開催
 - ・ウォーキングイベント情報収集・提供
- (ウ) まめなウォーカーを中心としたウォーキングに関する技術支援
 - ・地域のウォーキングイベントへの協力
 - ・まめなウォーカー会員への情報発信

＜こころ分科会＞

こころの健康に関する調査結果をふまえ、事業所・地域・学校などに出向いての健康づくりの啓発活動を「心の健康づくり取り組み隊」の協力も得ながら展開する。

- (ア) 地域の要望に応じた出前講座の実施
- (イ) イベントやキャンペーンにあわせた啓発活動
- (ウ) 地域の広報誌等を通じた啓発活動

＜歯科分科会＞

8020運動を地域住民に普及啓発するとともに、口腔機能の向上や壮年期の歯周疾患予防を図る。

- (ア) 地域のイベント等での啓発実施
- (イ) 事業所への出前講座の実施
- (ウ) ライフステージに沿った指導媒体の作成・活用促進
- (エ) 8020よい歯のコンクール周知と表彰

3 しまね健康寿命延伸プロジェクト

(1) 健康寿命延伸強化事業

- ア 社会資源の発掘とプラスワン活動の波及
 - (ア) 圏域健康長寿しまね推進会議における啓発
 - ・各分科会においてプラスワン活動の展開
 - ・圏域内のプラスワン活動の拡がりの評価
 - (イ) 健康課題施策化研修を通じた地区分析
 - ・高松地区における社会資源の発掘
- イ 高松地区（モデル地区）における健康づくり活動の推進
 - ・みんな集まれ高松ファミリー会議や地区イベントへの参画、情報提供
 - ・関係団体への周知（医師会等）
 - ・地区にあった啓発（健康教育等）
 - ・まちの食育ステーション事業との連携

(2) 働きざかり世代の健康づくり強化事業

地域・職域連携健康づくり推進事業として「働く人のための健康づくり応援事業」を推進

(3) 健康な食環境づくり事業

食生活改善対策として、減塩に関する啓発や環境整備に関する取組に向け検討

4 生活習慣病予防対策

(1) 糖尿病対策事業

糖尿病の適正管理を進めるため、関係機関と連携した啓発活動の展開を図ると

ともに、重症化防止対策の充実のため、安定的なネットワークの構築を図る。

ア 検討会

- (ア) 糖尿病予防対策検討会（年1回）
 - ・糖尿病関連データの収集・分析し地域課題の共有・検討
 - ・市や歯科医師会等関係機関の取組や課題を共有・検討
- (イ) 市・保健所担当者連絡会（年1～2回）
 - ・課題等共有
 - ・プロセス評価シート（健康推進課作成）の活用について検討

イ 研修会

- (ア) いずれも糖尿病合同カンファレンスへの参画
- (イ) 圏域の関係機関・団体が行う糖尿病療養支援関係者研修会の支援

ウ 患者会への支援

- ・市事業や患者会と連携し、県民向け動画配信（健康推進課作成：国保ヘルスアップ支援事業）の周知及び活用促進

エ 「出雲圏域 病院における糖尿病治療・教育等状況」一覧の更新

(2) がん予防対策の推進

第3次島根県がん対策推進計画(平成30～35年度)に基づき、特に圏域の重点施策としている肺がん、胃がんについてがん検診受診者の増加のための啓発活動やがんを予防する生活習慣の啓発、がん検診チェックリストによる事業評価・精度管理等、効果的ながん予防対策の推進を図る。

また、啓発活動については、圏域健康長寿しまね推進会議とも連携を図る。

ア 啓発

- ・市と連携した普及啓発を実施
- ・商工会議所・商工会の会報に記事掲載
- ・事業主セミナー、出前講座でチラシ配布
- ・圏域健康長寿しまね推進事業での啓発
- ・がん検診啓発サポーターの活動調整
- ・しまね☆まめなカンパニー等の拡大(地域・職域連携健康づくり推進事業と連携)

イ 圏域のがん予防対策の推進

- (ア) 市・保健所担当者連絡会の開催
 - 圏域重点施策に基づく具体的取組（胃内視鏡検査導入に向けて、肺がん検診の評価等）、がん検診チェックリストに関する協議
- (イ) 市のがん検診体制整備に向けた支援（必要に応じ）

(3) 脳卒中予防対策

脳卒中発症予防に関する取組を関係機関と連携し実施する。

出雲圏域脳卒中再発予防事業を活用し、壮年期の脳卒中発症・再発予防の取組強化を図る。また、自主グループである失語症友の会あしたの会の支援を行う。

ア 出雲圏域脳卒中再発予防事業の運用

- (ア) 圏域中核病院等と連携し壮年期の発症者の情報把握
- (イ) 市保健師による発症者の訪問指導

- ・再発予防のための保健指導
- イ 脳卒中对策の充実に向けて地域・医療関係者との連携強化
 - (ア) 脳卒中予防対策検討会議
 - ・発症・再発予防に向けた関係者との協議
(令和3年度脳卒中発症者状況調査に基づく検討等)
 - ・出雲圏域脳卒中再発予防事業の評価
 - ・島根県循環器病対策推進計画に基づく圏域の推進体制、取組の方向性の確認
 - (イ) 市との担当者会議の開催
 - ・情報共有、発症・再発予防対策(血压管理・ハイリスク者対策等)について
- ウ 自主グループ支援
 - (ア) 圏域失語症友の会活動支援
 - ・圏域言語聴覚士の派遣調整・活動の支援

(4) 地域・職域連携健康づくり推進事業

働き盛りの健康づくりの推進や健康寿命の延伸のため、商工会議所や商工会との連携を深め、業種別組合等への働きかけを充実していく。また、働き盛り世代の健康づくり強化学業として生活習慣改善「減塩」「運動」等を中心に出雲圏域健康長寿しまね推進会議、出雲市働き盛り世代の健康づくり連絡会と連携し、具体的な検討と取組を進める。

- ア 出雲圏域地域職域連携推進連絡会（1回）
 - 働き盛りの健康づくり対策の充実に向け、具体的な取組を推進するために関係者と検討を行う。
 - ・圏域の取組計画に基づく、情報交換・連携方策について検討
 - ・働く人のための健康づくり応援事業（食生活改善推進協議会への委託事業）の周知
 - ・しまね☆健康づくりチャレンジ月間の周知
 - ・健康づくり活動表彰（職域部門）の検討
- イ 働く人の健康づくりセミナーの開催（1回）
 - 労働基準監督署、島根産業保健総合支援センター、出雲市、出雲保健所を中心に、地域・職域連携推進連絡会で協力して企画・実施
- ウ 健康づくり出前講座の周知
 - ・各商工会議所、商工会の広報媒体等で周知し、働き盛り世代への情報発信を行う。
 - ・協会けんぽ等関係団体とも連携し、情報発信をする。
- エ 壮年期対策充実に向け、市の活動支援
 - (ア) 出雲市・出雲保健所 業務連絡会
 - (イ) 出雲市働き盛り世代の健康づくり推進連絡会
 - ・保健所の推進連絡会と連動した取組とする。
 - (ウ) 出雲市壮年期・高齢期ネットワーク会議への参画と情報提供
- オ しまね☆まめなカンパニー及びヘルス・マネジメント認定事業所の拡大

(5) 特定健診・保健指導

特定健診・特定保健指導の状況についてデータ分析等を行い、各種関連会議の資料として活用する。

(6) 受動喫煙防止対策

改正健康増進法の全面施行を受け、圏域健康長寿しまね推進事業と連携して取り組む。

- ア 健康増進法に係る受動喫煙防止義務違反事例への対応
- イ 喫煙可能室・喫煙可能店の届出受付、相談対応
- ウ 事業所の受動喫煙対策に関する相談対応
- エ 受動喫煙防止等に関する周知、啓発の実施

5 食生活改善対策

(1) 食育推進体制構築事業（出雲圏域食育ネットワーク連絡会）

保育所、学校、地域、農林関係者等、関係機関相互の情報交換や健康な食環境づくりにむけた地域課題を共有し、生涯にわたる食育を推進するための体制整備を図る。

(2) 食育サポーター等育成事業

圏域の食育推進の基盤整備を進めるため、食育に取り組む機関・団体の活動の充実支援を行う。

- ア 出雲市食のボランティア連絡協議会への支援（求めに応じて支援）
- イ 保育協議会調理担当者部会への支援（求めに応じて支援）

(3) まちの食育ステーション事業

スーパーを食の情報発信、実践のための拠点都市、健康な食事の実践につながるよう、各団体、組織等と連携した食育活動を進める。

また、健康寿命延伸プロジェクトのモデル地区（高松地区）での情報発信及び啓発を検討する。

- ア 食の情報発信
 - ・スーパーへ健康な食に関するチラシ、レシピを配架し情報発信
- イ 体験型啓発活動
 - ・食生活改善推進協議会等と連携し、スーパーにおいて体験型啓発活動を実施（年1回）

(4) マンパワーの育成・人材確保

栄養士の資質向上を図り、市の栄養改善活動を充実させる。
調理師が食育推進の担い手となるよう研修会を行う。

- ア 市栄養士活動連絡会（随時）
- イ 地域活動栄養士への支援（連絡会：年1～2回程度）
- ウ 調理師研修会（必要時）

(5) 特定給食施設等指導

・給食施設の実態を把握し、各施設で適正な給食が提供されるよう助言・指導を行う。

- ア 給食施設指導
給食施設指導計画に基づき指導を実施
病 院：各病院毎年1回（立入検査時）
保育所：新規施設を優先に全施設を3～4年に1回巡回する
- イ 市保育協議会調理担当者部会における集団指導
- ウ 出雲D2会（出雲地域の病院と施設の栄養士の情報交換会）への参加

(6) 専門的栄養指導

関係団体との連携をもとに、広域的または専門的な知識や技術を要する栄養指導、支援を行う。

- ア 長期療養児への支援
食物アレルギー親子交流会（にんじんくらぶ）への支援

(7) 栄養情報の提供促進

健康増進法第65条（誇大表示の禁止）の相談、違反事件への対応

(8) 管理栄養士養成学校学生実習

養成施設や市と連携し、実習の計画、指導、評価を行う。
（島根県立大学健康栄養学科4年生 7人予定）

(9) 健康・栄養調査

- ア 国民健康・栄養調査
国からの指定を受けた地区の世帯へ身体状況調査・生活習慣調査・食物摂取状況調査を行う。（指定を受けた場合に実施）
 - ・県内1～2地区で実施
 - ・調査時期：11月～12月

(10) 免許事務

栄養士法、調理師法に基づいた免許事務を行う。

(11) 外食栄養成分表示普及事業

今年度事業見直し実施

6 歯科保健対策

島根県歯と口腔の健康づくり計画に基づき生涯を通じた歯と口の健康づくりを行う。また、効果的な展開を目指し、①乳幼児期・学童期のむし歯予防対策 ②壮年期の進行した歯周病の予防 ③切れ目のない口腔ケアの提供体制整備 ④低栄養・食支援対策等の課題について関係機関と連携し、課題解決につなげる。

- ア 歯科保健連絡会議の開催（年1回）
地域の歯科保健の課題について検討し、県 歯と口腔の健康づくり計画、圏域健康長寿しまね推進計画の歯科分野の推進、低栄養・食支援対策につなげる。
 - （ア）乳幼児期・学童期のむし歯予防対策
 - （イ）青壮年期の歯周病対策

- (ウ) 高齢者の口腔フレイル予防
- イ 人材育成
 - (ア) 地域活動歯科衛生士の連絡会への出席、活動支援
 - (イ) 地域活動歯科衛生士の人材育成
- ウ 市等への支援
 - (ア) 歯科保健対策への支援
 - (イ) 関係機関・団体との調整
 - (ウ) フッ化物洗口実施校拡大への支援
 - (エ) 地域包括ケアシステムの構築に向けた支援
- エ 親と子のよい歯のコンクール地区大会の実施

7 健やか親子しまねの推進

(1) 母子保健対策

「健やか親子しまね」の県計画、圏域計画に沿った課題や広域的取組の必要性和今後予測される課題等に取り組む。

- 【課題】
- 基盤課題A「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」
 - 基盤課題B「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」
 - 基盤課題C「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」
 - 重点課題①「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」
 - 重点課題②「妊娠期からの児童虐待防止対策」

- ア 母子保健推進協議会の開催（年2回程度）
 - ・健やか親子しまね計画（現計画）の評価、次期計画の取組について検討
- イ 出雲市における母子保健対策評価支援等
 - (ア) 出雲市母子包括支援センター関係者会議への参画
 - (イ) 出雲市親子健康づくりネットワーク会議等への参画、評価支援
 - (ウ) 島根県母子保健集計システム結果等の情報提供
 - (エ) 市・児童相談所・保健所担当者連絡会

(2) 長期療養児生活支援事業

慢性疾患による長期療養児については、相談や交流会により家族等の負担軽減を図る。求めに応じて、自主交流会への支援やたよりの発行などを行い効果的な支援とする。

また、関係機関と連携し、育児負担の大きい医療的ケアの必要な児と家族の支援に取り組み、ネットワークの構築につなげる。

- ア 食物アレルギー児親子交流会（にんじんくらぶへの支援）
- イ ダウン症児親子交流会（クローバーの会）
- ウ 口唇口蓋裂児を持つ親の交流会（ピーチの会）
- エ 医療依存度の高い在宅療養児生活支援検討会
- オ 在宅療養支援ファイルの随時更新と活用促進、必要時には学習会の開催
- カ ケース支援会議の開催、参加（随時）
- キ 家庭訪問、相談等の実施
- ク 災害時個別支援計画の作成
- ケ 医療的ケアを必要とする在宅療養患者等の余暇活動支援（インクルーシブなまち

をめぐす 縁 JOY の会の活動支援) への協力

- コ 学生ボランティアによる遊びや学習の支援～「在宅療養難病患者・家族等と学生ボランティアのコミュニケーション支援等事業」の対象を医療的ケア児と家族にも拡大
- (3) 小児の事故予防サポーター活動の支援
 - ・今後のサポーター活動支援について市と協議
 - ・小児の事故に関する普及啓発(啓発チラシを活用しサポーターの協力等により実施)
- (4) 圏域別周産期医療体制

安心して子どもを産み育てるために、妊娠期から出産、新生児期を通じて総合的な周産期医療体制づくりを進める。

 - ア 圏域周産期保健医療検討会(年1回)
 - ・コロナ禍での影響等の情報共有、健やか親子しまね計画の評価
 - ・計画見直し時以外は必要時開催
 - イ 圏域周産期看護連絡会(年1回)
 - ・各施設の取組の情報共有と連携等、市主催会議との調整の上必要時開催
 - ・圏域周産期情報ファイルの更新、活用
- (5) 思春期保健対策
 - ・求めに応じた思春期保健相談、健康教育
 - ・思春期の性に関する相談窓口・医療機関リーフレットの配布(随時)
 - ・補助教材や性に関する相談窓口等の情報更新
 - ・思春期保健ネットワーク連絡会
- (6) 専門的母子保健相談
 - ・不妊治療相談、相談センターの紹介
 - ・乳幼児突然死症候群(SIDS)の相談
- (7) 乳幼児身体発育調査
 - ・出雲市が指定を受けた場合支援
- (8) 医療給付等
 - ア 小児慢性特定疾病医療支援事業
 - イ 乳幼児医療費等助成に係る慢性呼吸器疾患等16疾患群の判定
 - ウ 先天性代謝異常等検査要精密検査児の受診状況等の確認
 - エ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業
 - オ 特定不妊治療費助成事業(先進医療)

制度の改正に応じ、制度の周知と適切な事務執行に努める
 - カ 男性不妊検査費助成事業
 - キ 旧優生保護法一時金の相談・請求
 - ク 受胎調節実地指導員指定申請等

8 その他

- (1) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」による石綿健康被害救済業務
 - ア アスベストによる健康相談の実施
 - イ 石綿による健康被害救済認定申請の窓口業務

医事・難病支援課業務



医事・難病支援課

1 地域保健医療対策

(1) 保健医療計画出雲圏域編の進行管理

保健医療計画出雲圏域編（2018～2023 年度）に基づき、圏域内の医療機能の分担や医療連携等、地域の実情に即した保健医療提供体制の充実を図る。

ア 出雲地域保健医療対策会議の開催

開催回数：年2～3回程度

検討内容：医療連携体制の構築、第8次島根県保健医療計画の策定について

イ 医療・介護連携専門部会の開催

開催回数：年2～3回程度

検討内容：地域医療構想の具体化に向けた現状と課題の共有
地域医療の充実に向けて

ウ 病院長会議の開催

開催回数：年1回程度

検討内容：医療連携体制について

エ 救急医療体制の構築

- ・出雲地区救急業務連絡会に参加し、業務の検討や症例検討を行う。
- ・各病院救急担当者による協議の場を検討し、休日・夜間における上手な医療のかかり方等について出雲市と連携しながら住民への啓発を行う。

(2) 災害保健医療対策の推進

ア 災害保健医療福祉対策会議の開催

開催回数：年1回

検討内容：福祉分野を加えた災害時保健医療福祉体制の連携強化
人工呼吸器利用患者等医療的ニーズが高い要援護者への対応
圏域全体の災害初動対応及び情報連携の方法

イ 各種防災訓練等への参加

年1回程度、EMIS(Emergency Medical Information System; 緊急時医療情報システム)や衛星電話等による情報伝達訓練、その他防災訓練に参加する。

(3) 地域医療にかかる活動等

ア 啓発活動

地域医療を守る活動等について、関係団体や機関へ周知を行う。

イ 医学生地域医療実習等

要望に応じて医学生地域医療実習（夏季や春季）、地域医療支援学講座実習等の受け入れを行う。

2 医療の安全管理対策

病院及び診療所が、医療法の規定を遵守し、安全で適切な医療を提供できるよう体制の確保を図る。

(1) 医療法第25条第1項に基づく立入検査

- ア 病院：年1回（対象11施設）
- イ 有床診療所・人工透析施設：3年に1回実施
- ウ 無床診療所及び歯科診療所：8年に1回実施

(2) 医療安全相談窓口の設置

医療安全相談窓口をとおして医療相談に応じ各医療機関との連携を図り、安心して安全な医療提供体制の整備を図る。

- ア 専用電話：21-1428
- イ 開設時間：月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

3 医療法に基づく届出等

医療法に基づく届出、変更等の事務、医療機関の新規開設、施設構造設備変更に伴う事務や確認等実施

4 結核予防対策

結核発症率の低下を目標に、発病防止、早期発見と治療、普及啓発を推進する。また人権に配慮した結核対策・地域DOTS（結核患者の服薬支援）を推進する。

(1) 感染症法に基づく結核の早期発見、適正医療の推進

法令に基づく届出等の適正な指導や菌検査等医療情報を正確に把握し、円滑な対応を行う。

(2) 結核患者療養支援

- ア 地域DOTSの推進と早期対応
 - ・退院前DOTSカンファレンスへの参加及びカンファレンス開催にむけた積極的な働きかけ
 - ・DOTSパターンに準じた服薬支援
 - ・潜在性結核感染症患者へのDOTSの徹底
- イ 所内コホート検討会の実施（毎月1回）
- ウ 結核療養にかかる病院別意見交換会：対象5病院
- エ 精密検査の実施

(3) 接触者に対する健康診断の実施

- ア 接触者健診対象者を決定するための所内検討（必要時適宜）
関係者に対する適正な治療普及及び技術向上と情報提供
- イ 確実な対象者の把握と接触者健診の実施（QFT検査、胸部エックス線検査、ツベルクリン反応検査等）
- ウ 未受診の方へ受診勧奨の徹底

(4) 感染症診査協議会結核部会の円滑な実施（定期 2回/月）

(5) 結核従事者研修会の開催（年1回）

(6) 院内感染・施設内感染（結核）対策の強化

- ア 高齢者福祉施設や市町村等への適切な情報提供、啓発：高齢者施設等の要望に応じて随時実施

- イ 医療機関への立入検査時の指導
- (7) 結核に対する正しい知識の普及と啓発
 - 「結核予防週間」にあわせたチラシの配布、市の広報掲載等による啓発の実施
- (8) 学校保健における結核予防対策
 - ア 出雲市教育委員会主催「結核対策委員会」への参画
 - ・委員：保健所長
 - ・開催回数：年2～3回
 - ・学校における結核予防対策の推進

5 難病対策

難病（「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める指定難病）患者等に対し、医療費の自己負担の軽減や福祉制度の有効活用等を図り、療養支援の充実に努める。

- (1) 医療費の一部公費負担申請、難病指定医・指定医療機関申請の受理、進達、交付
 - ア 指定難病患者に対する特定医療費給付（令和3年11月以降 338疾患対象）
 - ・新規公費負担申請、受給者証変更申請等受付事務
 - ・受給者証更新申請事務（5月中旬～9月、約1,760件見込み）
 - ・難病指定医・指定医療機関及び小児慢性特定疾病指定医・指定医療機関の指定、内容変更、更新等受付事務
 - イ 特定疾患治療研究事業（スモン等5疾患）の対象疾患患者に対する医療費給付
 - ウ 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
 - エ 先天性血液凝固因子障害治療研究事業
- (2) 在宅療養支援事業

在宅療養者の適切な支援や情報提供により、安定した療養生活の確保と、患者及び家族の生活における質の向上を図る。

 - ア 患者家族への療養支援
 - ・電話・来所相談、訪問等を通し関係機関等と連携を図り、患者家族への療養支援を行う。
 - ・ALS等の療養支援会議に参加し、患者家族の安定した療養生活確保のための支援調整を行う。
 - イ 専門相談

しまね難病相談支援センターとの連携を図り、しまね難病相談支援センター主催による専門相談の活用や、適時電話・来所時の相談対応を行う。
- (3) 患者家族会への支援

患者及び家族の会との連携を図り、自主活動を支援するとともに、必要に応じて活動の周知啓発を行う。

 - ア 圏域内の患者及び家族会への支援
 - ① パーキンソン病＜つくしの会＞
 - 総会、学習会：6月頃
 - 交流会：10月頃
 - 忘年のつどい：12月頃

役員会：年5～6回程度

② 炎症性腸疾患＜倶楽部UCD＞

食事学習会：年1回程度

③ 膠原病：新型コロナ感染症の影響も考慮し、実施内容について検討

④ 眼科疾患＜JRPS＞ほか

学習会：1回程度

イ 必要に応じて、全県組織への支援を行う。

・パーキンソン病＜全国パーキンソン病友の会島根県支部＞

※R4年度より活動休止中

・膠原病＜全国膠原病友の会島根県支部＞

・ALS＜日本ALS協会島根県支部＞

ウ しまね難病相談支援センター主催サロン

パーキンソン病サロンの共催機関として、周知及び参加を行う。

(4) 訪問指導事業（専門職による訪問）

在宅療養患者やその家族に対し、理学療法士・作業療法士・看護師等専門職を派遣し、個々に応じた医学的指導等の訪問指導を行う。

(5) 難病患者の意思伝達装置等の貸し出し事業

しまね難病相談支援センターと連携し、意思伝達装置、喀痰吸引練習セットなどの貸し出しを行い、スムーズな療養支援を図る。

(6) 出雲圏域難病対策地域協議会

参加者：難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院（医師、看護師、相談員）、出雲医師会担当医、訪問看護ステーション代表、介護支援専門員協会代表、訪問介護事業所代表、出雲職業安定所、患者会代表、市、しまね難病相談支援センター職員等

開催回数：年1回（2月頃）

(7) 人工呼吸器使用等の重症神経難病患者の在宅療養支援

ALS等の重症神経難病患者の療養支援における課題検討を行い、安全な療養環境の整備を図る。

ア ALS等重症神経難病患者に係る介護支援専門員連絡会

病状の変化に伴い、より質の高いケアマネジメントが求められるALS等の難病患者を担当する介護支援専門員を対象に、情報交換や研修の場を提供する。

また、「重症難病患者に関わる介護支援専門員の手引き」の情報更新を行う。

開催回数：年5～6回

イ 在宅重症神経難病患者の一時入院支援事業

圏域内各施設の受け入れ体制等を把握し、在宅支援関係者と病院との連携により、スムーズな一時入院（レスパイト入院）が実施できるようしまね難病相談支援センター難病診療連携コーディネーターと連携しながら調整を図る。

ウ 人工呼吸器使用等の重症難病患者の災害時支援体制の構築

①在宅人工呼吸器患者等への支援

「災害時要援護者リスト」掲載者等対象患者への家庭訪問等を通じて災害へ

の意識向上を図るとともに、平常時からの災害発生時への備えを促進する。
また、災害時個別支援計画を作成し、関係機関と情報共有するとともに、支援者と連携を図りながら災害を想定した訓練の実施を進める。

②在宅障がい者のための非常用電源確保事業

非常用電源貸出事業の周知を図るとともに、市と連携した登録者名簿の確認や運用体制の検討、関係者向け研修を実施する。

(8) 難病医療研修事業

介護支援専門員、介護職、訪問看護師、病院・在宅リハビリテーション職員等の基礎的な知識の獲得に向け、年1回研修会を開催する。

開催日：5月

内 容：神経難病患者に携わる在宅診療医の講話

(9) 難病ボランティア活動支援

ア 難病ボランティアサークル「ありんこ」の活動支援

総会及び役員会に参画するとともに、難病ボランティアフォローアップ研修を年1回（7月）開催する。

併せて、患者・家族会活動時など、必要に応じてボランティア活動を依頼する。

イ 学生ボランティアのコミュニケーション事業

A L S等の在宅療養中の難病患者に加え、「医療的ケアが必要な児やきょうだいを含めた家族等」を対象とし、島根県立大学出雲キャンパス及び島根大学医学部看護学科の学生の活動支援や調整を行う。

また、円滑な活動に向けた関係者での連絡会開催や、必要に応じた学生対象の研修会を実施する。

6 肝炎対策

(1) 肝炎相談・検査

ア 相談：月曜日～金曜日 8:30～17:15 に随時、電話・面接等で受け付ける

イ 検査：委託医療機関で実施している無料の肝炎検査を案内するが、匿名希望やHIV検査と同時検査を希望された場合には実施する。

検査日：毎月第1、3月曜 9:00～11:00 で予約制（祝日の場合は次週月曜日）

ウ 普及啓発：検査日のホームページ掲載、委託医療機関における無料検査の周知

(2) 肝がん等重症化予防事業

ア 初回精密検査費用助成（ウイルス検査陽性者が、初回精密検査受診した際の医療費自己負担部分を助成）

イ 定期検査費用助成（肝がん等の患者が定期検査を受診した際の医療費自己負担部分を年2回に限り助成）

ウ 島根県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業（同意したウイルス検査陽性者に、受診状況確認及び未受診の場合は受診勧奨）の実施

- (3) 肝炎治療医療費助成事業
医療費が高額となるB型、C型ウイルスによる肝炎等の治療に係わる医療費を助成。
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
肝炎ウイルスを原因とする肝がん・重度肝硬変等長期にわたり治療を必要とする医療費の負担軽減

7 エイズ予防対策

HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発やHIV感染についての相談や検査の実施等により、エイズ予防対策の向上を図る。

- (1) エイズ出張講座
大学、高校、中学校、企業等希望に応じてエイズ教育やパンフレット等の資料提供を行う。
- (2) 相談・定例検査
ア 相談：月曜日～金曜日 8:30～17:15 に随時、電話・面接等で受け付ける。
イ 検査：原則毎月第1、3月曜日9:00～11:00予約制
- (3) 普及啓発
ア HIV検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）の取組
夜間検査の実施、市広報への掲載や保健所ロビーでの掲示等普及啓発を行う
イ 青年層や外国人等の個別施策層への普及・啓発活動
管内専門学校等に働きかけ、学園祭等に併せたパンフレットやグッズの配布を行う。
ウ ホームページ等により普及啓発を図る。

8 移植医療推進並びに骨髄提供希望者登録推進事業

しまねまごころバンクと協力し、臓器移植、骨髄移植、アイバンク、腎バンクの普及啓発を図る。

- (1) 普及啓発活動
ア ホームページに掲載
イ 臓器移植啓発普及月間に併せ、保健所ロビーへのチラシ配置やイベント等での啓発を行う（しまねまごころバンクとの連携・協力）
- (2) 骨髄バンク登録検査事業
検査日：第1・第3月曜日（原則）13:00～15:00 予約制で実施

9 緩和ケア推進事業

がんと診断された時から、また入院から在宅まで切れ目のない緩和ケアが提供できる体制を構築するため、地域でのネットワークづくり及び緩和ケアの正しい知識の普及啓発を図る。

- (1) 緩和ケア地域ネットワーク事業
ア 出雲圏域緩和ケア検討会の開催
開催回数：年1回（2月）
検討内容：緩和ケア提供状況や各機関の取組状況について情報交換
緩和ケア推進の課題等の検討

- イ 管内での麻薬の取り扱い及び使い方について、関係機関及び職能団体等との情報共有や意見交換を行う。
- ウ 緩和ケアに関わる従事者研修会：年1回（慢性期病院対象）
- エ 住民向けの普及啓発について、市と協力しながら関連資料の展示等を行う。

10 ハンセン病対策

平成8年4月「らい予防法の廃止に関する法律」が施行になったが、地域の偏見は根強いため、引き続き正しい知識の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発事業

- ア ホームページ等による普及啓発活動
- イ パネル展示
- ウ 啓発DVD「ハンセン病問題とわたしたちの未来」の活用

令和5年度月別計画表(心の健康支援課)

		内容・回数											
事業		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 精神保健福祉対策の充実に向けた関係機関との連携	(1) 保健医療計画(精神疾患一般・うつ病・認知症)の進行管理											各部会で検討	協議会で検討
	(2) 出雲地域精神保健福祉協議会					24日 第1回協議会							第2回協議会
	(3) 医療の連携と在宅支援に関する部会(精神障がい者地域生活移行・地域定着支援領域会議を兼ねる)				第1回部会								第2回部会
	(4) 自死総合対策に関する部会(出雲圏域自死総合対策連絡会を兼ねる)				第1回部会								第2回部会
	(5) 子どもたちの心の診療ネットワーク事業				圏域会議								
2. 心の健康づくり啓発活動	(1) 出雲圏域健康長寿しまね推進会議 こころの分科会			27日 第1回分科会								第2回分科会	
	(2) 地域の要望に応じた啓発活動	取り組み隊 募集						【 各種イベントでの啓発 】 自死予防 週間啓発					自死対策 強化月間啓発
3. 相談事業	(1) 精神保健福祉相談		9日 酒害相談 員等連絡 会										酒害相談員等 連絡会
	(1) 精神科救急医療体制整備事業												連絡調整 会議
4. 医療との連携	(2) 医療保護入院												【 実地指導 】
	(3) 措置入院												
	(4) 心身喪失者等医療観察法に係る業務との連携												

令和5年度月別計画表(心の健康支援課)

	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
5. 精神障がい者の自立と社会参加	(1) 精神障がい者地域生活移行・地域生活定着支援事業	医療の連携と在宅支援に関する部会(精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議を兼ねる)(2回)				第1回部会							第2回分科会		
		精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム構築支援事業(モデル事業)			AD会議		AD会議	AD会議	AD会議	AD会議		AD会議		AD会議	
	(2) 処遇困難事例対応の支援	措置入院患者の退院後支援 所内検討会(原則奇数月第3火曜日) 個別ケース支援(随時) 退院後支援ガイドライン実施の取組評価						【 課題を整理するためのニーズ把握 等 】							
		4病院研修会							【 所内定例会 】	企画調整		【 実施の検討 】			
6. 自死総合対策	(1) 出雲圏域自死総合対策連絡会(「出雲地域精神保健福祉協議会」自死総合に関する部会)および「出雲市自死対策検討会」と同時開催)	地域と医療機関の交流実習				企画調整									
		ピアサポーター、自立支援ボランティアの育成・支援 ピアサポート活用事業の意見交換会 ピアミーティングの参加(必要時) ピアサポーターだより(年3回)発行 ピアサポーター研修会 関係機関と連携した円滑な活動への支援													
	(2) 普及・啓発・人材育成	出雲圏域精神保健包括支援会議 (原則:奇数月第3木曜日)	18日	18日		20日		21日	21日	16日	16日	18日		7日	
		家族組織 ・出雲地区家族連絡協議会の開催 ・家族会交流会の開催(必要時) ・出雲地区家族会への参加(必要時) ・当事者会組織 ・鳥取県精神当事者連絡会への参加(必要時)					役員会			【 交流会 】				役員会	
(3) 自死遺族支援	ボランティア組織 ・「なかまの会」の運営に関する相談対応 (「なかまの会」は、第1木曜日に開催)														
	断酒会 断酒会出雲保健所会場 毎月第3木曜日														
		連絡会(2回)			16日 第1回 連絡会								第2回 連絡会		
		【 ゲートキーパー養成研修 】													
		こころの分科会と連携した普及・啓発 (自死予防キャンペーン、出前講座等) ・かかりつけ医のための精神疾患研修会の実施 ・ゲートキーパー養成研修													
		【 ゲートキーパー養成研修 】													
		自死予防週間キャンペーン													
		ゲートキーパー研修参加													
		【 かかりつけ医のための精神疾患研修会】													
		自死予防強化週間キャンペーン													

令和5年度月別計画表(健康増進課)

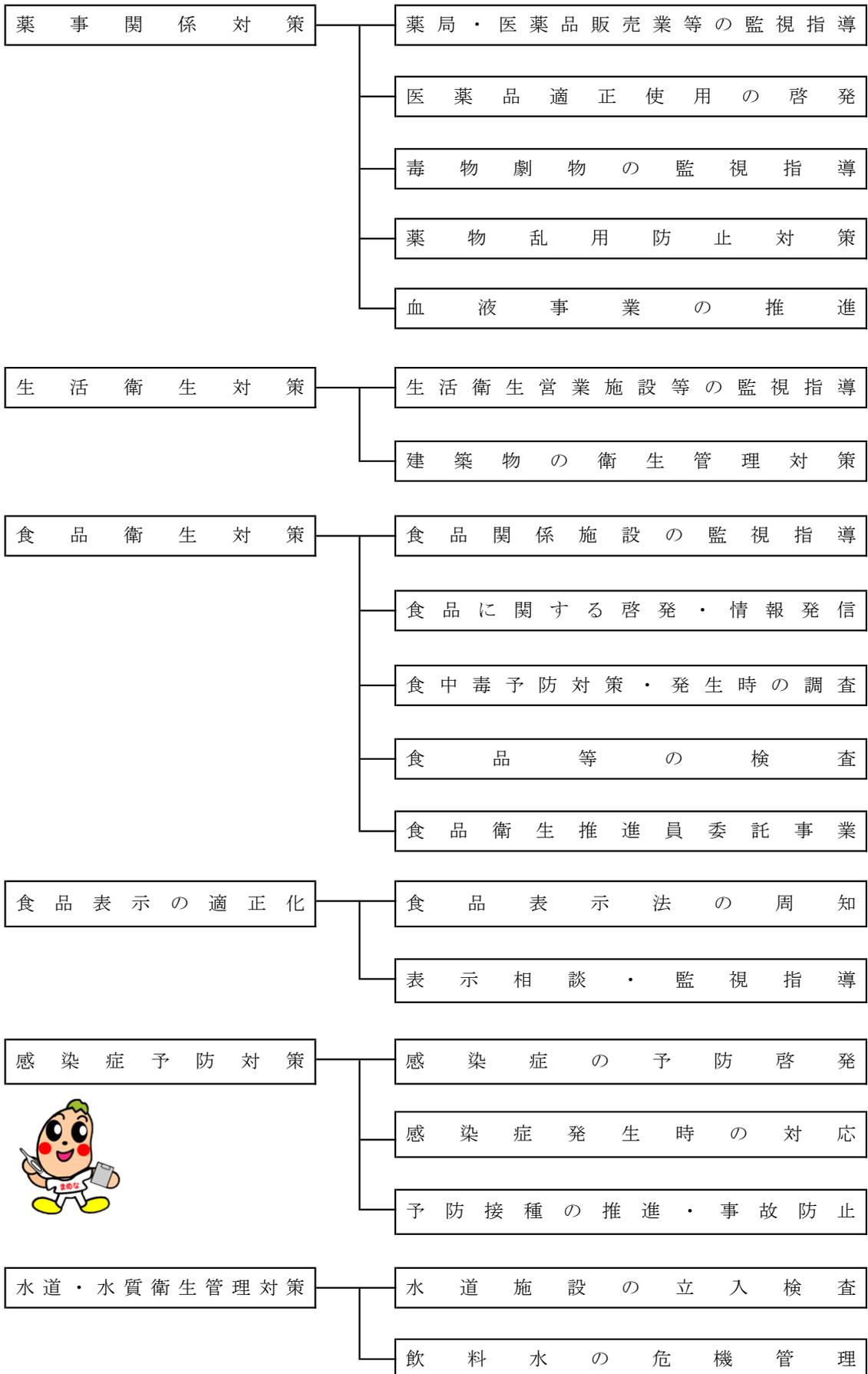
項目	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
生活習慣病予防対策	糖尿病対策事業	糖尿病予防対策検討会			出雲市との担当者連絡会				日程調整			← 検討会の開催	→			
		研修会	← 飛び出せ!!! 出雲補尿病療養指導フォーラム	各種研修会の周知	飛び出せ!!! 出雲補尿病療養指導フォーラム		飛び出せ!!! 出雲補尿病療養指導フォーラム		飛び出せ!!! 出雲補尿病療養指導フォーラム			飛び出せ!!! 出雲補尿病療養指導フォーラム		飛び出せ!!! 出雲補尿病療養指導フォーラム	→	
		患者会支援														
		啓発・情報提供	病院における糖尿病治療・教育状況更新	ホームページ掲載												
		がん啓発							がん征圧月間							
	がん予防対策の推進	精度管理								市との連絡会(チェックリスト)					→	
		企業と連携した啓発													→	
	循環器病対策	がん予防対策の推進	がん啓発サポーター調整													
			出雲圏調査中再発予防事業(1)連絡票・訪問状況報告の送付(2)匿名中発症者状況調査(調査年)													
		循環器病対策	脳卒中予防対策検討会				市との連絡会		検討会							
			自主グループ支援(あしたの会)支援(毎数月の第3水曜日13:00~15:00)		17日	19日	20日					15日保健所担当(運画支援)		17日		13日
			出雲圏地域・領域連携推進連絡会													
	たばこ対策	地域・隣域連携健康づくり推進事業	働く人の健康づくりセミナー1回 打合せ会 1~2回						打合せ							
		情報発信・出前講座(随時)														
	栄養・食生活の改善、食育	食育基盤整備	外食栄養成分表示普及事業													
食育サポーター育成																
啓発活動																
特定給食施設等指導			保育園給食施設指導													
			集団指導・研修会(保育協議会・D2会等)													
			栄養管理状況報告書のとりまとめ													
食育			食育サポーター育成	市真のボランティア連綿協議会総会(23日)	県食改理事會											
			啓発活動	まちの食育ステーション	店舗候補の選定	情報発信	情報発信									
			特定給食施設等指導	保育園給食施設指導 医療法立入検査												
			特定給食施設等指導	集団指導・研修会(保育協議会・D2会等)												
		栄養管理状況報告書のとりまとめ														
食育		食品表示		随時対応												
		長期栄養委員生活支援事業(食物アレルギー一掃子交流会)		年間計画周知												
		国民健康栄養調査(対象地区あれば)					県担当者会議	栄養士連絡会	調査地区説明会							
		食育														
	食育															

令和5年度月別計画表(健康増進課)

項目	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
80歳20本の歯推進事業		歯科保健推進協議会										←	連絡会議	→		
80歳20本の歯推進事業		歯科衛生士の人材調整、ハインの会	12日	10日	14日	12日	10日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	13日		
		親と子のよい歯のコンクール (18日)対象なし														
母子保健対策		歯科疾患実態調査(R5実施なし)														
		母子保健推進協議会						推進協議会						推進協議会		
		食物アレルギー親子交流会	年間計画周知													
		ダウン症親子交流会	役員との打合せ				親子交流会								親子交流会	
		口唇口蓋裂親子交流会					親子交流会									
		医療依存度の高い在宅療養支援検討会 1回						←	検討会	→						
		個別支援随時(訪問・ケース会議等)	通年対応													
		在宅サポート登録・活動交流会 2回						サポート交流会								サポート交流会
		圏域周産期保健医療検討会 2回程度							←	検討会	→					
		周産期医療体制														
思春期保健対策		思春期保健ネットワーク連絡会 1回														
		思春期保健教育 (随時)														
専門的母子保健相談		SIDS相談、ジカウイルス相談他(随時)													SIDS相談日	
		更新手続き通知														
医療給付等		小児慢性特定疾病医療支援事業														
		乳児医療費等助成に係る慢性呼吸器疾患等 14疾患掛判定														
		先天性脚麻痺検査														
		精密検査児の受診状況確認														
		妊婦高血圧症候群療育支援事業														
		不妊治療・生殖医療・着床前診断(R4~)														
		男性不妊検査助成事業														
		不育症検査助成事業(R3~)														
		旧厚生保健法一時金給付相談・申請														
		調理師・栄養士免許・管理栄養士(随時)														
免許事務		アズベスト健康相談 (随時)														
		健康被害救済認定申請窓口 (随時)														
石綿健康被害救済業務		実習指導者連絡会														
		実習指導														
島根県立大学看護学科実習		実習指導														
		実習指導者連絡会														
管理栄養士学生実習		実習日程決定														
		実習計画作成 打合せ(27日)														
管理栄養士学科 外		実習指導(4~8日)														
		報告会+指導者 総会(30日)														



衛生指導課業務



衛生指導課

1 医薬品等安全対策の推進

(1) 薬局・医薬品販売業等の監視指導

医薬品等の安全性を確保するため、新規許可施設や昨年度不適事項のあった施設を中心に薬局・医薬品販売業者等の監視を行い、不良医薬品等の排除等に努める。薬局に対しては、服薬指導・薬歴管理、患者への情報提供及び疑義照会の励行を指導する。また、いわゆる健康食品を中心に効能効果等を標榜する無承認無許可医薬品があつたことを絶たないことから、店頭のパフレット、新聞折り込みチラシに加え、インターネット上の広告について監視指導を行う。

医薬品の偽造品流通防止のために薬局開設者、卸売販売業者、店舗販売業者及び配置販売業者が遵守すべき事項がルール化されたことを受け、高額な医薬品を扱う可能性の高い卸売販売業、病院、薬局に対し、医薬品の譲受け体制について重点的な監視・指導を行う。

管理者及び有資格者（薬剤師や登録販売者）の勤務状況を把握し、員数不足の施設に対して改善指導する。

(2) 医薬品の適正使用の普及啓発

医薬品は正しく服用することによって期待した治療効果が得られるが、複数の医療機関から処方された医薬品を併用することにより、副作用の発現、作用の増強、作用の減弱等の悪影響を被ることがある。

このような事故を未然に防止するため、高齢者等医薬品安全使用講座を開催し、高齢者を含む住民に対して医薬品の正しい知識を啓発し、薬歴管理に基づいた服薬指導の可能な「かかりつけ薬局（かかりつけ薬剤師）」の普及や薬剤師会等で交付される「お薬手帳」の活用を支援する。

ア 公民館活動や地域の健康教室等の各種事業を活用し、医薬品の安全使用及び適正使用の啓発を図る。

イ テキスト、チラシ等を活用し啓発を行う。

※ 啓発、相談等の開催に当たっては県薬剤師会出雲支部との連携のもとに実施する。

(3) 毒物劇物の監視指導

毒物劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に大きな被害を及ぼすおそれがある。

塩酸等の飛散・漏洩等の事故、シアンや砒素化合物等の食品への混入事件、過酸化水素や塩素酸塩類等を不正入手して爆弾を製造する事件などが発生していることを受け、取扱い施設における管理・販売への監視指導を行う。

(4) 薬物乱用防止対策

薬物（麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、向精神薬、危険ドラッグ等）の乱用は、乱用者個人の被害にとどまらず、家庭を崩壊させ社会の秩序を乱す等その害悪は計り知れない。全国的に覚醒剤や大麻の乱用が憂慮される状況にあることから、薬物取扱施設等に対する指導を強化するとともに

に、小中学校等への薬物乱用防止教室の実施等薬物乱用防止の普及啓発を図る。

一方で、薬物取扱施設等については、適正な保管・管理を行うよう指導を行う。特に麻薬小売業者にあつては、業者間での麻薬の不正譲渡及び不正譲受が起こらないよう、改めて制度の徹底を図る。

ア 普及啓発

(ア) 保健所、市の窓口での資料配付

(イ) 保健所ホームページ及び市広報誌への掲載

(ウ) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（街頭キャンペーンは中止するが、ポスター掲示等を実施）

(エ) 薬物乱用防止教室の開催（島根県薬物乱用防止教室等指導員紹介制度も利用する）

イ 麻薬・覚醒剤等取扱施設等に対する監視指導

麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間（10～11月）等を中心に、立入検査を実施する。

ウ 自生けしの抜き取り

不正大麻・けし撲滅運動（5～6月）の一環として、自生けしの抜き取り及びポスターの掲示等を行う。

(5) 血液事業の推進

ア 献血の推進

医療に必要な血液製剤の確保のために、献血の必要性及び協力を求めるチラシ等の配布など、赤十字血液センターや市と連携し普及啓発に努める。

イ 血液製剤使用適正化の推進

医療機関における血液製剤の適正使用を指導する。

2 生活衛生の推進

(1) 生活衛生関係営業施設の監視指導

計画的な立入指導を実施するとともに自主点検の推進についても指導を行う。

ア 旅館等宿泊施設の衛生対策

平成30年の旅館業法の一部を改正する法律、住宅宿泊事業法等の施行及び新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の緩和等により宿泊者数の回復が見込まれるため、特に空き家を改装した一棟貸しの簡易宿所の相談・新規申請が増加傾向にある。

それに伴い、営業者ならびに従業者が常駐していない施設も増えているため、施設の衛生管理に加え、適切な鍵の受け渡し、緊急時の駆けつけ体制の整備、設備等を用いた本人確認を徹底するよう、適正な指導を行う。

イ 公衆浴場及び旅館等のレジオネラ症対策

循環設備を有する公衆浴場、旅館、温泉施設等を中心に計画的に立入監視を実施し、レジオネラ症対策を推進するとともに、衛生管理に不備のある施設については、改善状況を確認する等の指導を継続していく。

公衆浴場営業者への指導に当たっては、令和2年12月に改正された衛生等管理要領及び公衆浴場法施行条例の内容を十分に周知する。

また、全国的なサウナの流行により、サウナに関する公衆浴場施設の新規・改築・増築の相談が増加傾向にある。短期での営業、テントサウナ等による仮設公衆浴場、大浴場に付随しないサウナ単体での営業など、従来の公衆浴場施設と異なる内容の相談も増えているため、許可の可否が適正に判断できるよう、法令等の確認および薬事衛生課や他の保健所との情報交換等に努める。

ウ 理容所、美容所、クリーニング所及び興行場の衛生指導

計画的に監視を行い、構造基準及び施設、設備及び器具等の衛生措置基準の遵守徹底を指導する。また、衛生講習会等を通して生活衛生の向上及び確保を図る。

(2) 建築物の衛生管理対策

計画的に立入検査を行い、建築物環境衛生管理基準の遵守等を図る。

また、ビル衛生管理登録事業者に対し、適正な業務管理の指導を行い、資質の向上に努める。

(3) ねずみ・衛生害虫対策

ねずみや衛生害虫に関する住民からの相談に対して、助言・指導を行う。

3 食品衛生対策の推進

(1) 食品衛生監視指導

ア 食品等事業者に対する監視

「令和5年度島根県食品衛生監視指導計画」に基づき、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。

○監視目標数 要許可施設：1,160件 許可不要施設：540件 合計：1,700件

イ 食品等事業者への HACCP による工程管理の普及推進

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日以降、原則すべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施が必要となった。このことから、今年度も引き続き食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を適切に実施しているか確認を行うとともに、小規模事業者にとっては、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて、HACCP に沿った衛生管理を実施できるよう指導・助言を行う。

(2) 食品に関する啓発・情報発信

衛生講習会、リスクコミュニケーション等を通して食品等事業者及び消費者に対し、食品に関する正しい知識の普及および情報の提供等を行い、食品の安全確保に関して理解を深める活動を推進する。

ア 食品等事業者への啓発

- ・各種講習会において、法改正及び食中毒予防対策等について啓発する。
- ・集団給食施設関係者に対し、衛生管理についてのリスクコミュニケーションを行い、正しい知識の普及並びに関係者間における情報交換の場を提供する。
- ・食品衛生法の改正により、新たな営業許可業種となる水産製品製造業、液卵製造業、漬物製造業、食品の小分け業においては、施行から3年間の経過措置期間（令和6年5月31日まで）が設けられていることから、経過措置期間中に営業許可を取得するよう継続的に周知を

行う。

- ・改正健康増進法における「望まない受動喫煙」を防止するための取り組みについては、当所健康増進課と連携し、事業者への周知徹底を図る。

イ 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

- ・家庭における食中毒の発生防止等の目的で、食中毒が発生しやすい時期を中心に、ホームページ、手洗い教室等を活用し、食品衛生知識の普及啓発を図る。

(3) 食中毒等予防対策

ア 魚介類に寄生する寄生虫による食中毒事件や有症事例が多発していることから、魚介類販売施設や飲食店に対して継続的に監視指導を行うことで、魚介類の生食による食中毒のリスクについて普及啓発を図る。

イ カンピロバクターや自然毒による食中毒が県内で発生していることから、鶏肉の取り扱い及び自然毒について、各種講習会、広報紙等により営業者、消費者への予防対策の周知を図る。

ウ 食肉による食中毒予防対策として、飲食店、食肉処理及び販売施設等食肉を取り扱う施設に対し、二次汚染防止及び加熱の徹底等の指導を実施する。

また、猪肉及び鹿肉の処理施設については、引き続き「野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」の周知及び遵守を図る。

エ 集団給食施設及び納入業者等における異物混入対策が十全になされるよう、立入監視等により助言、指導を行う。学校給食施設については、防止策の実効性を検証し、定期的に指導していく。

(4) 食品の検査

消費者への安全かつ安心な食品の提供を担保するため、県内で生産・流通する食品について収去検査を行う。

(5) 食品衛生推進員活動

営業施設巡回相談により、管内の営業者に対し HACCP 導入を奨めるにあたっての衛生管理状況の点検及び助言を実施する。また、食品表示チェッカー事業を通じ、食品表示法及び食品表示基準への対応状況を点検する。

4 食品表示の適正化

食品表示法に基づく適正な表示がなされるよう監視指導を行う。

(1) 講習会や立入監視を通して、事業者への食品表示法に基づく指導、助言により適正表示の推進を図る。

(2) 令和5年4月から施行される遺伝子組換え表示制度の新たな任意表示制度についても新制度に対応できるよう周知を行う。また、令和4年3月30日に食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが策定されたことから、食品等事業者が自己点検を行い、適宜表示の見直しを行うよう指導を行う。

(3) 事業者の自主性を損なうことのない、適正な表示相談への対応を行う。

5 感染症予防対策の推進

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「島根県感染症予防計画」に基づき、感染症発生時の体制を整備するとともに、感染症の発生・まん延防止等感染症対策の予防啓発に努める。

(1) 感染症の予防啓発

ア 社会福祉施設等及び住民に対し、講習会、ホームページ及び広報誌等により感染症予防のための正しい知識の普及・啓発を図る。

イ 感染症発生動向調査及び学校等欠席者・感染症情報システム等を利用し、感染症の流行状況を早期に把握し、各種メディアを利用して関係者や地域に情報還元及び注意喚起を行う。

(2) 感染症発生時の対応

感染症発生の情報を迅速に把握し、感染拡大や集団発生が疑われる感染症事例においては、患者等の人権に配慮しつつ、感染拡大防止のための必要な措置を講ずるとともに、感染源及び感染経路の調査を実施する。

また、海外で発生している感染症の侵入に備え、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう対応マニュアルの整備、確認及び器具機材の点検、確保等、保健所の体制を充実させる。

ア 新型インフルエンザ

平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、さらに平成25年12月に「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定され、平成26年3月には「島根県新型インフルエンザ等対応マニュアル」が策定された。新型インフルエンザの発生に備え、所内マニュアル及び体制を整え、具体的な行動手順の確認、防護服着脱訓練及び備蓄品の確認を行う。

イ 新型コロナウイルス

令和5年5月8日に第5類感染症への移行に伴い、医療提供体制等の変更について円滑に進むよう、医療機関や高齢者福祉施設、地域住民等に周知をする。

また、クラスター等感染者が多数発生した施設等に対して、引き続き感染防止対策等の必要な助言や立入を行う。

ウ 蚊媒介感染症（ジカウイルス感染症、デング熱）

平成28年に改正された「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき、妊婦の電話相談窓口である当所健康増進課とも情報共有しつつ、流行地への渡航者及び帰国者に対して、感染予防のため必要な情報提供を行うとともに、平常時の予防対策の啓発及び発生時の対応について体制整備を図る。

エ 鳥インフルエンザ

平成30年1月に改正された「島根県内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等対応マニュアル」及び「家きん農場等における鳥インフルエンザ発生時の防疫作業従事者の健康調査マニュアル」、平成30年3月に改正された「島根県内における鳥インフルエンザ発生時の保健所対応マニュアル」に基づいて改訂した「島根県内における鳥インフルエンザ発生時の保健所対応マニュアル（出雲保健所）」に沿った所内体制及び備品の点検・整備を実施する。

また、同マニュアルの改訂を行い、班員の研修を実施する。

オ その他対策が必要な感染症

令和4年度は梅毒、日本紅斑熱、腸管出血性大腸菌感染症の届出が多かったことから、広報等を利用し予防啓発を積極的に実施する。

(3) 予防接種の推進及び事故防止

国内外の感染症流行状況を把握し、必要に応じて住民及び関係機関へ情報提供する。

予防接種の事故防止を図るため、市や関係機関に情報提供を行うとともに、住民に対して正しい知識の普及に努める。

ア 麻しん予防対策

近年、国内での麻しん発生例は、海外から持ち込まれた型によるもののみであり、今後も外国人労働者の流入増加が見込まれる管内においては、海外を含めた流行状況に注視していく必要がある。外国人労働者を多く受け入れる企業に対しては、適宜情報提供に努める。

麻しん発生時には、平成30年2月に改正された「島根県における麻しんのまん延予防対策のための指針」、「島根県麻しん対応マニュアル」に基づき、学校、企業等での集団発生の未然防止に努めるとともに、必要に応じて予防接種の勧奨を行う。

イ 風しん予防対策

近年、全国で風しんの患者数が増加しており、今後も拡大する可能性があることから、島根県では妊娠中の風しん感染を防ぐため、妊娠を希望する女性及びその同居者、風しん抗体価が低い妊婦の同居者を対象に「風しん抗体検査」を平成31年2月4日より実施していたところである。

平成30年1月に改正された「島根県における風しんのまん延予防対策のための指針」に基づき、風しんについての情報の収集及び分析を進めていくとともに、患者発生の際は発生原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向の調査を行う。また、積極的疫学調査を実施し、感受性者への予防接種の勧奨等による拡大防止と妊婦等への感染予防に努める。

ウ ワクチンの定期接種化

9価ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンが定期接種となったことから、市や関係機関、住民に対して情報共有を行う。

6 水道・水質の衛生管理

(1) 水道施設への立入検査

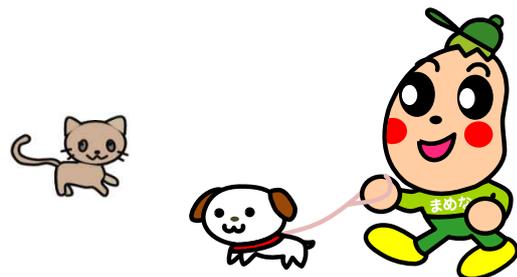
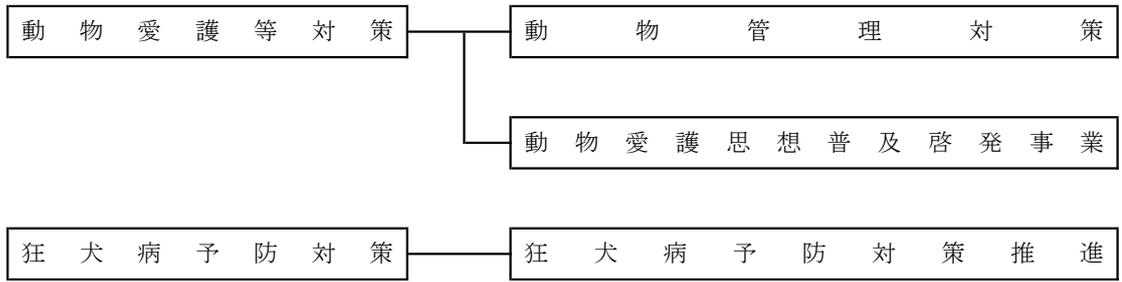
「水道施設立入検査要領」に基づき、水道事業者が設置する水道施設へ計画的に立入検査を実施し、水道の衛生確保を図る。

(2) 飲料水の危機管理

ア クリプトスポリジウム等感染性微生物又は油流出等による水質汚染等、飲料水を原因とする住民の命及び健康の安全を脅かす事態に対して「島根県飲料水健康危機管理実施要領」に基づき的確に対応する。

イ 自然災害による断減水及び健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故が発生した場合には、同要領に基づき水道業者から正確な情報を収集するとともに、状況に応じた措置及び報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。

動物管理課業務



動物管理課

1 動物保護管理対策

(1) 動物取扱施設への立入監視

動物の適正な飼養管理が行われるよう、第一種及び第二種動物取扱施設への立入指導を行う。併せて、人獣共通感染症の発生状況等の情報提供を行う。

令和4年6月1日より施行された動物愛護管理法第39条の2に規定するマイクロチップの装着、登録が実施されていることを重点的に監視する。

(2) 特定動物の適正飼養対策

管内で飼育されている特定動物の飼養施設への立入を行い、特定動物による危害発生の防止及び適正な飼育を指導する。

(3) 動物管理対策

ア 動物の収容・措置

島根県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の引取り及び処分数の減少を実現するために、飼主責任や適正飼養の啓発を広く行う。

イ 動物管理センター等の管理

民間委託している動物の輸送、処分及び閉庁日における動物舎の清掃等の業務が適正に行われるよう監視指導する。

2 動物愛護思想の普及（動物愛護棟業務）

(1) 動物愛護啓発事業の実施

動物の愛護思想の普及啓発を図るため、県内動物愛護団体及び関係機関と連携を図り、動物愛護週間に合わせて効果的な啓発イベントを開催する。

また、管内の小中学校において、動物を慈しみ、命を大切にすることを目的とした動物愛護教室を開催する。

(2) 保健所収容動物の適正譲渡の推進

引取りや保護収容した動物のうち、譲渡適性のあるものについては、島根県動物愛護棟ボランティア等の協力を得ながら、適正な健康管理や人への馴致を行い、一般又は登録ボランティアへの譲渡に努める。

譲渡可能な動物の情報は当所ホームページや新聞広告へ掲載し、広く住民へ周知するとともに、県下全域の保健所にて情報共有を図り積極的な譲渡を推進する。

譲渡に当たっては、「犬又は猫の譲渡実施マニュアル」に基づいた適正な譲渡を行い、譲受希望者には譲渡前適正講習会の受講を義務付け、飼養者としての責任や自覚を促す。

さらに、必要に応じて譲渡後フォローアップ講習会の開催、追跡調査等により適正飼養の継続的指導を行う。

(3) 家庭飼育動物の譲渡情報提供サービス

犬または猫を飼いたい人と譲りたい人を電話受付することにより、双方の仲介役を果たし、家庭飼育動物に生存の機会を提供する。併せて、繁殖制限や譲渡先確保等、適正飼養についての助言指導を行う。

(4) 所有者不明子猫の引取り実態調査

所有者不明子猫の引取り減少につなげるため、引取り時の詳細な聞き取りと子猫が保護された地域の現地調査を実施し、無責任な餌やり等が判明した地域を重点対策地域として継続的に対応する。

(5) 地域猫活動事業の推進

飼い主のいない猫による環境侵害が深刻化している地域において、「地域猫活動事業実施要領」に基づき、地域住民を主体とした協働事業を推進する。

(6) 犬及び猫の苦情に対する迅速な対応

放れた犬や飼い犬、猫等の苦情に対し、速やかに対応し危害や迷惑の防止を図る。特に多頭飼育者に対しては、積極的な立入及び飼養環境の確認を行い、状況に応じて社会福祉部局等の関係機関と連携し対応する。

3 狂犬病予防対策

(1) 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の推進

出雲市が実施する犬の登録、狂犬病予防注射が円滑に推進されるよう協力する。

(2) 所有者明示の普及・推進

飼い犬への鑑札及び注射済票の装着について、譲渡・返還時に指導啓発を行う。

また、当所に収容した犬や猫が速やかに飼い主の元へ帰れるよう、所有者明示（首輪への迷子札等の装着）について、出雲市や動物愛護団体と連携しながら推進する。

さらに、所有者明示の手法として有効とされているマイクロチップの埋込みについても啓発、勧奨するとともに、マイクロチップ装着済みの犬、猫については飼い主の登録、変更がなされていることを確認、指導する。

環境保全課業務



大気環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の常時監視 固定発生源対策 アスベスト対策 オゾン層保護対策 航空機騒音に係る環境基準監視
水環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> 水質環境基準の監視 工場・事業場排水の監視 湖沼等水質保全対策 温泉（泉源）の保護と適正利用
土壌環境の保全対策	土壌汚染防止対策
環境保全意識の普及・啓発	普及啓発事業への参加
廃棄物の減量化・有効利用対策	<ul style="list-style-type: none"> しまエコショップ登録事業 しまねグリーン製品認定事業者への立入
廃棄物の適正処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の監視指導 産業廃棄物処理施設の監視指導 廃棄物の不法投棄対策 産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視指導 P C B 廃棄物の適正処理指導 使用済自動車の処理に関する監視指導
ダイオキシン類対策	基準適用施設等の監視
浄化槽の適正維持管理対策	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者等の指導 浄化槽適正管理の啓発

環境保全課

1 大気環境の保全対策

大気環境の常時監視や固定発生源の監視指導等を行い、大気環境の保全対策を推進する。

(1) 大気環境の常時監視

平成10年に設置した「出雲保健所測定局」で、窒素酸化物・浮遊粒子状物質・オゾン・PM2.5等の常時監視を行う。

光化学オキシダントやPM2.5などが高濃度となり、人の健康等に被害が生じるおそれがある大気汚染が発生した場合、島根県大気汚染緊急時対策要綱に基づいて、注意報の発令や注意喚起等が行われ、住民からの相談や問い合わせ対応等を行う。

(2) 固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、関係事業場のばい煙発生施設等及び水銀排出施設の監視指導を行う。

(3) アスベスト対策

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出のあった工事について、立入検査及び環境調査等を実施し、アスベストの飛散防止を図る。

また、関係機関との届出情報の相互提供により、特定粉じん排出等作業実施届出指導を強化する。

(4) オゾン層保護対策

フロン排出抑制法を円滑かつ適正に施行することにより、フロン類の大気への放出量を抑制する。

(5) 航空機騒音に係る環境基準監視

航空機騒音に係る環境基準の適用がある出雲空港周辺で、年間4回の騒音調査を実施し、実態の把握と対策の資料とする。(データ解析業務は外部委託で実施。)

2 水環境の保全対策

公共水域の水質調査や特定事業場等の汚濁発生源を監視指導等を行い、水環境の保全対策を推進する。

(1) 水質環境基準の監視

水質環境基準の適用がある、神戸川、神西湖、おわし海水浴場の水質監視調査や地下水調査を実施し実態の把握に努めるとともに、3水浴場について遊泳適否調査を行い、利用者に情報提供を行う。

(2) 工場・事業場排水の監視

水質汚濁防止法に基づき、関係する特定事業場の排水基準監視等を行う。

(3) 湖沼等水質保全対策

宍道湖集水域の湖沼特定事業場の監視指導を行うとともに、水質汚濁防止連絡協議会を通して水質保全対策の協議・情報交換等を図る。

また、神西湖に流入する4河川の水質監視調査を行い、実態の把握と対策の資料とする。

(4) 温泉（泉源）の保護と適正利用

各温泉源について適切な助言・指導を行う。

また、温泉成分の再分析や、温泉源・温泉利用施設の譲渡、温泉開発に係る手続きについて、適切な助言・指導を行う。

3 土壌環境の保全対策

土壌汚染対策法に係る関係事業場や土地所有者に、土壌汚染の状況調査等が適切に行われるよう指導するとともに、地下水の汚染状況の調査を行い、実態の把握に努める。

土木部局との情報共有を進める等により、形質変更届の未届の防止につとめる。

4 廃棄物の減量化・有効利用対策

(1) 「しまエコショップ」登録制度

「しまねエコショップ」認定制度を廃止し、新たに開始された「しまエコショップ」登録制度については、環境政策課が登録事務を行うことから、保健所は、制度についての普及啓発や問合せ対応等、必要に応じて実施する。

(2) 「しまねグリーン製品」認定制度

環境政策課が認定する当該制度について、認定後の事業者の状況確認や、製品の品質確認を行う必要性が生じたことから、認定要綱が改訂され、「認定業者からの状況報告書提出」「立入検査（製品の収去含む）」が規定された。保健所は、環境政策課の指定する事業者に対し、立入検査を行う（年に0～2件程度）。

5 廃棄物の適正処理対策

(1) 一般廃棄物処理施設の監視指導

一般廃棄物処理施設へ立入検査等を行い、設置者に対し適正な管理運営を指導する。

(2) 産業廃棄物処理施設の指導監視

産業廃棄物処理施設へ立入検査等を行い、設置者に対し適正な維持管理を指導する。

(3) 廃棄物の不法投棄対策

不法投棄や野焼き行為等不適正処理事案について、積極的に監視・パトロール等の諸対策を講じることにより、不適正事案の未然防止並びに原因者の究明と適正処理について厳正な指導を行う。

また、本年度も不法投棄防止重点監視地域を指定し、不法投棄監視モニター及び関係機関と合同パトロール等を実施する。

不法投棄監視カメラ・啓発看板について、新規設置の是非について検討を行うとともに、適切に管理を行う。

(4) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視指導

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に報告の徴収や立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正保管、適正処理を指導するとともに、広報媒体等を利用することにより、適正保管、適正処理の啓発を図る。

(5) PCB廃棄物の適正処理指導

低濃度PCB廃棄物の処理期限（令和9年3月末）が迫る中、保管事業者に対して期限内処分が確実にできるよう促すとともに適宜立入検査等を行い指導する。

(6) 使用済自動車の処理に関する監視指導

使用済自動車に係る引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者等の関係者を監視・指導し、使用済自動車の再資源化の推進と適正処理の確保を図る。

6 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の排出基準が適用される施設の立入検査を行い、施設の適正管理及びばいじん・燃え殻等の適正処理について指導を行う。

7 浄化槽の適正維持管理対策

法定検査不適正浄化槽に立入検査等を行い、浄化槽管理者等に対し適正な維持管理を指導する。

また、法定検査においては、特に10人以下のみなし浄化槽については依然として未受検者が多い状況にあることから、市などと連携して受検率向上に向けた取組を推進する。

